

「宮城県震災復興計画(案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)
の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

平成23年9月8日

宮城県では、「宮城県震災復興計画(案)」について、平成23年7月13日から平成23年8月2日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。
この結果、166人、22団体、12企業から合計679項目の貴重な御意見・御提言をいただきました。

いただきました御意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。
なお、「宮城県震災復興計画(案)」については、別添のとおりです(現在、宮城県議会9月定例会への上程に向けて準備中です。)

いただきました代表的な御意見等に対する宮城県の考え方につきましては、以下のとおり回答いたします。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
①環境・生活・衛生・廃棄物	「再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」に関して。先端技術のエコタウンだけでなく、中山間地の耕作放棄地を中心に希望者が移住し、不要な物は買わない、使わない、行わない生活やパーマカルチャーなどを進めるエコタウン形成も行ってはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	「復興のポイント」(7)について。エネルギー問題やエコタウン等の施策に関しては、コスト面や環境インパクトを十分に考慮し検討を進めることが重要であり、個人や社会全体で割高なコストを払うような事態は回避すべきである。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	7 沿岸被災市町村・県全体の復興のイメージに「再生可能エネルギーの積極的利用によるエコタウンの形成」と記載されているが、個人及び地域の負担増を回避する観点を踏まえると自然再生エネルギーの導入はその安定性とコスト面等の問題を考慮して慎重に進めるべきであるとする。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成を推進するためには、持家、賃貸住宅を問わず全ての既存住宅の建て替え、リフォーム及び新築に対して、建築費の補助など、その普及を加速するインセンティブ策の実施を検討すべきと考える。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	原発事故が東北の主力産業である食料生産を大きく阻害し、復興を大きく妨げているうえ、劣悪雇用の温床になっていることから、これらの問題解決のため、原発エネルギーへの依存ゼロを目標に掲げた中長期的工程表をつくること。(関連意見 2項目)	自然エネルギーを普及させ、原子力のウエイトを減らしていくという考えは、国民のコンセンサスが必要であると考えております。また、経済発展と国民生活の安定を図る上で、原子力は重要なエネルギー源であることから、脱原発については、原発を含めた国のエネルギー政策全般についての国民的議論を踏まえた上で判断すべきものと考えます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	「エネルギー利用のあり方や安全対策、～などについて国に対し原子力発電に関する責任を果たすよう、申し入れます。」と記述されていますが、もう1歩踏み込み、将来的な脱原発依存に向けての長期的なエネルギー計画の策定を要望してほしい。	自然エネルギーを普及させ、原子力のウエイトを減らしていくという考えは、国民のコンセンサスが必要であると考えております。また、経済発展と国民生活の安定を図る上で、原子力は重要なエネルギー源であることから、脱原発については、原発を含めた国のエネルギー政策全般についての国民的議論を踏まえた上で判断すべきものと考えます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	放射線物質汚染問題は、復興にとっての最大の障害である。県の復興計画に放射線物質汚染問題への対策と原発依存の問題への態度を一項目起こして明確に示さなければならないと思う。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応 また、自然エネルギーを普及させ、原子力のウエイトを減らしていくという考えは、国民のコンセンサスが必要であると考えており、経済発展と国民生活の安定を図る上で、原子力は重要なエネルギー源であることから、原発依存の問題については、原発を含めた国のエネルギー政策全般についての国民的議論を踏まえた上で判断すべきものと考えます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	エネルギー政策について(10ページ(7)、17ページ、31ページ)。①脱原発を掲げるべきであり、原子力に依存しない社会を目指すことを明記してほしい。②大規模な再生可能エネルギーシステムと関連産業の集積を掲げるべきである。③31ページ、33ページにある「クリーンエネルギー」の概念があいまいだと思う。	①自然エネルギーを普及させ、原子力のウエイトを減らしていくという考えは、国民のコンセンサスが必要であると考えております。また、経済発展と国民生活の安定を図る上で、原子力は重要なエネルギー源であることから、脱原発については、原発を含めた国のエネルギー政策全般についての国民的議論を踏まえた上で判断すべきものと考えます。 ②大規模な再生可能エネルギーシステムの導入と関連産業の集積を関連させた取組を進めることにつきましては、今後、具体的な施策を進める際の参考とさせていただきます。 ③「クリーンエネルギー」につきましては、P80に記載のとおり「風力、太陽光など、地球環境にやさしいエネルギー」全般としております。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
①環境・生活・衛生・廃棄物	女川原発の稼働を認めず、廃炉など、危険の除去を進めることを明記してほしい。(関連意見 10件)	女川原子力発電所の廃止・再開については、国民的議論を踏まえた日本国としてのエネルギー政策及び、女川原子力発電所の安全性の十分な確認の上での判断となりますので御理解願います。
①環境・生活・衛生・廃棄物	各地域にあるゴミ焼却施設での焼却時の熱を利用して発電／蓄電を行なう設備を設置することで原発への依存を減らしてはどうか。(依存を減らすだけで、脱原発ではない)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	再生可能エネルギーの有効な一つは、バイオエネルギーである。特に、木質バイオ発電を考えるべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 17「復興のポイント7再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」■具体的な取組 ○環境に配慮したまちづくりの推進 1行目「バイオマス発電・・・等による分散型電源の確保を支援し」
①環境・生活・衛生・廃棄物	計画の中でバイオマスや太陽光発電の可能性に触れているが、さらに、今回の大津波により塩害が発生した田畑や耕作放棄地を利用した「オーランチオキトリウム」藻類バイオマス・ファームを構築してはどうか。(関連意見 2件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	第2次案で欠落しているのが省エネルギー対策。電力不足の長期化が見込まれるもとは、最も重要な省エネルギーであり、再生可能エネルギーの活用とともに省エネルギーをエネルギー転換の柱に位置づける必要がある。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 25「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ③持続可能な社会と環境保全の実現 3行目「国のエネルギー基本計画の見直し状況を踏まえつつ、省エネルギーの促進や自然エネルギー等の導入など、環境負荷の少ない社会の形成に向けた取組を進めます。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	太陽光パネルの普及を進めるために関係法令の規制緩和を国に申し入れるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	太陽光はコストとリプレースの点で問題が多く、将来のエネルギーにはまだ適していない。それよりも太陽熱や光触媒に注目した方が有益と考える。それらを組み合わせたハイブリットな小規模発電所を提案する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	東北地方の風力・地熱エネルギー政策を進めてほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 17「復興のポイント7再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」具体的な取組○環境に配慮したまちづくりの推進 2行目「風力発電等による分散型電源の確保を支援し」
①環境・生活・衛生・廃棄物	沿岸部は、台地交通網と津波バッファゾーンにしてほしい。そのゾーンを有効活用するため、太陽光に止まらず、風力発電の施設を大胆に配置することも考えてほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 17「復興のポイント7再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」具体的な取組○環境に配慮したまちづくりの推進 2行目「風力発電等による分散型電源の確保を支援し」 御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」具体的な取組○多重防御による大津波対策 1行目「幹線道路や鉄道などの交通インフラを高盛土構造とし、堤防機能を付加するとともに、防潮堤の背後に防災緑地・防災林を設けるなど、多重防御による大津波対策を推進します。」 P. 13「復興のポイント3先進的な農林業の構築」具体的な取組○緑地・公園化等のバッファゾーン(緩衝地帯)の設定 1行目「地盤沈下などのため復旧が著しく困難である農地等については、・・・バッファゾーンとなる緑地・国営公園などとしての整備を促進します。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	今回の福島原子力発電所の事故から、自然エネルギーは重要であると考えますが、全てを自然エネルギーでまかなえないと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	再生可能エネルギー、自然エネルギーを推進してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 25「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物③持続可能な社会と環境保全の実現 1再生可能エネルギーの導入促進
①環境・生活・衛生・廃棄物	本気で再生可能エネルギーの普及をはかる意思があるならば、ドイツ並みの自然エネルギー買取制度を法制化すること、送電配電分離を行うことを国に提起してほしい。	再生可能エネルギーの普及促進に必要な制度改革について、国に働きかけていきます。また、送電配電分離については、これによるメリット・デメリットを慎重に検討し、実施の可否を判断する必要があります。今後、国のエネルギー基本計画の見直しの中で、十分な検討がなされるものと考えております。
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれき処理をJV方式の民間業者に委託することで、行政の負担が軽くなり、競争力も出てくるので良いと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれき処理に当たっては、全国の優れた企業の再生技術を最大限に活用してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれきに含まれる有害物質が、作業者、および集積場周辺の住民に健康被害を引き起こすことから、処理手順を定めるなど具体的な対応を取ってほしい。(関連意見 2件)	県では、平成23年5月に「災害廃棄物処理指針」を策定し、各市町村に対して、有害物質を含む廃棄物ごとに具体的な対策等を示すとともに、適正保管、適正処理を指導しております。また、今後、県が行う災害廃棄物の処理においても、環境影響、健康被害等の防止に万全を期して取り組みます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	漁場や農地におけるがれきは、一次仮置き場で分別するのではなく、現場において手作業で分別を徹底する方が、被災者の雇用、がれきの再資源化に効果があり、結果として処理効率も高まるものとする。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	膨大な行き場のないがれきは新しいハイウェイ、防波堤、埋め立てなどに利用するなどできる限り転用するのが望ましいと思う。(関連意見 4件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれきの処理には、ビックフロートが活用できないか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	燃やしても害がでない、若しくは少ないと判断されるものは、遠くまで運ばず、各自治体にて焼却処分を例外的に許可すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	県内においても放射性物質による汚染の広がりが懸念されている。県は、がれきの汚染状況をただちに調査・公表してほしい。	災害廃棄物の放射性物質濃度の測定については、現在、国の方針等を踏まえながら検討しているところです。
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれきの仮置き場として、国の補償の上で、県内のゴルフ場の活用も一案として考えてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	がれきの処理について、「自衛隊が撤去作業を行った地域は補助対象外」などといわず、きめの細かい廃棄物処理制度を確立し、100%国負担を堅持すべき。	撤去された災害廃棄物の処理費用についても、実施主体である市町村に対して、国庫補助金と地方交付税により、全額、国が負担することとなっています。
①環境・生活・衛生・廃棄物	被災者の居住の場の計画・設計・管理運営には、女性、障害者、高齢者等のニーズに応えられる人や専門家等が参画して決定すること。また、被災者の居住の場において、プライバシーと安全が確保できるよう配慮されていること。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	避難所等の設置ガイドラインを策定し、プライバシー保護・医薬品・生理用品の確保等ジェンダーの視点を盛り込んでほしい。さらに、ガイドラインの実効性を担保するために条例化を図るよう努めてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	コミュニティの再構築に向けて、外国籍市民・障がい者・女性・子ども若者等多様な住民の意思を盛り込むためのヒアリング等を実施すべき。また、女性センターの活用を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	全ての避難所において、要支援者・要介護者に対する介護サービスが受けられるようにする。高齢者・障がい者・病弱者・妊産婦・母子などハンディキャップをもった被災者のための二次避難所・福祉避難所を拡充してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	被災者生活再建支援法の拡充と被災者の二重債務問題への公的支援を国に求めてほしい。(関連意見 3件)	御意見の点については、引き続き国に対し要望してまいります。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅と医療機関、市役所、商店街などをつなぐ巡回バスを運行してほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	復旧・復興に向け、心のケアを含めてきめ細かく被災者・被災地への対応をするために、当面は、より多く、かつ、継続的に、ボランティアの応援を得る必要があり、そのための仕組み作りが必要である。(関連意見 4件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	多額の義援金の早期配布をお願いしたい。(関連意見 3件)	義援金の支給については、市町村に対する支給事務説明会の開催、質疑応答集の配布のほか、他の生活支援制度の申請手続きが済んでいる場合の事務の簡素化など、被災者及び市町村の負担軽減に努めてきました。当初、市町村では、被害状況の確認も進まず、義援金の支給事務まで手が回らない状態でしたが、本県や全国の自治体から多数の職員の支援を受け、住家被害の罹災証明の発行や人的被害の支給対象者の確認も進み、現在では支給事務が順調に進んでいます。引き続き、国、市町村と連携を図り、迅速かつ公平な支給に努めていきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え
①環境・生活・衛生・廃棄物	義援金や支援金の受取を収入認定して生活保護の廃止決定を行うといった人権侵害が行われてきた。県はその実態を正確に把握し、その解消を図るべき。	被災した被保護世帯が東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等(以下「義援金等」という。)を受けた場合の取扱いについては、平成23年5月2日付け社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づき、義援金等を受領した場合には、被災した被害の復旧を図るために、自立更生計画を策定することになっております。当該計画の策定については、福祉事務所が十分に被保護世帯に説明を行い、当該義援金等が被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう配慮することになっており、各県・市(保健・社会)福祉事務所へ適切な取扱いを行うよう周知徹底しております。また、各県・市(保健・社会)福祉事務所に対して、4月下旬以降、保護廃止となった件数及びうち義援金等により廃止となった件数について、毎月報告するよう依頼しており、その中で、義援金等の収入によって保護廃止となったケースについては、個別に内容を確認しております。
①環境・生活・衛生・廃棄物	支援金、義援金は家庭の復旧、復興の足がかりにする貴重な財源であり、支援金、義援金の給付対象を広げてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	多くの被災者は家だけではなく仕事場も津波に奪われており、今は貯金で生活をしていると思うが、仕事のない人にはひとまず、毎月の食費光熱費など基本的な費用として1人1万円くらい援助する(支給する)ということではできないか。	被災された方々の支援の一つとして、市民の善意によって寄託された民間の寄付金である義援金があります。この義援金は、慰謝激励の見舞金の性格をもつものであり、被災者の当面の生活を支えるものと位置づけられています。今回の義援金については、宮城県災害義援金配分委員会の決定に基づき、死亡、行方不明者のほか、半壊以上の住家被害認定を受けた方などを対象として、市町村を通じて支給を行っています。また、他の支援としましては、災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合に、一定所得以下の世帯の方を対象として、市町村が貸付けを行う災害援護資金や、被災した低所得世帯を対象として、宮城県社会福祉協議会が当面の生活費等の貸付けを行う生活復興支援資金等の貸付制度が実施されています。
①環境・生活・衛生・廃棄物	マンション被害問題について。共用部分の修繕に、被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度を活用できることの周知を図ってほしい。また、制度の適用について、申請手続きなどを明確にし、すみやかに制度の適用ができるよう改善してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	マンションにおいても一般住宅と同様に、地盤被害に対する公的支援制度を創設すること。国待ちではなく、県や仙台市が助成制度を立ち上げ、国に財政支援を求めてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	マンション住民や管理組合の相談や悩みにこたえられるよう、相談窓口の設置など相談体制の充実を図ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	被災者の住宅の確保について、義援金の配分や住宅補助の創設などを行ってほしい。具体的には家を再建する人に対し税金の免除・住宅建設補助金の創設・生活支援などが必要と思う。	被災者の住宅再建については、更なる制度拡充や支援制度の創設について引き続き国に要望し、被災者の負担軽減が図られるよう取り組んでいきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	住宅建築、リフォームについても、従来の補助では足りないため、補助金を増やす取組も検討してほしい。(関連意見 2件)	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 23「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物①被災者の生活環境の確保 2被災者の住宅確保 8行目「被災者が住宅を再建する場合には、県産材による住宅等の新築支援のほか、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資等を活用し、被災者の住宅再建を支援します。」 今後も引き続き、被災者の住宅再建支援について取り組んでいきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	2年という短い期間でも新生活の準備ができるよう、津波被害を受けた土地を国で買い取り、被災者があらたに大きな負担をせずに新居を得られるような制度があれば良いと思う。	被災者の住宅再建については、更なる制度拡充や支援制度の創設について引き続き国に要望し、被災者の負担軽減が図られるよう取り組んでいきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	震災による住宅喪失世帯への住宅供給を行い、沿岸被災世帯や、放射能汚染からの避難希望世帯の移住を計画的に行うべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 23「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物①被災者の生活環境の確保 2被災者の住宅確保 3行目「災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めます。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	希望者全員が入れる仮設住宅の建設を急ぐとともに、住み続けられる公営住宅を地域住民の要求にあわせて大量に建設するよう支援をお願いしたい。	応急仮設住宅に希望者全員が入居できるよう民間住宅の借り上げも含めて整備するとともに、恒久的な住宅についても必要量を把握した上で、災害公営住宅を中心とした公的住宅を供給します。
①環境・生活・衛生・廃棄物	住家が決まらないと安心して生活できない。早く、被災した土地の買い上げ等の方向性を示してほしい。	市町村のまちづくりを支援するとともに、事業化に当たっては制度拡充が図られるよう国に要望してまいります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
①環境・生活・衛生・廃棄物	一日も早く安心して住める住宅政策で街に活気を取り戻してほしい。	早期に生活の拠点となる住宅が確保されるよう、市町村とともに取り組んでいきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	一定条件に当てはまる経済弱者状況にある被災者には、①3年という有期ではなく、長期or無期限で家賃負担②簡単なプレハブを、長期or無期限で無償提供という住宅復興策をとらなければならない。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅の建設にあたっては、まちづくりや先を見通した住宅再建をめざして、「被災者生活支援法」の適用拡大や支援金の増額を行い、「自力仮設住宅」や「木造仮設住宅」の実現を図る。また、それらを地元業者に発注し、被災者・被災地の経済復興を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅から災害復興住宅へのステップアップ方式の道だけではなく、仮設住宅を恒久住宅に転換する、借り上げ住宅居住者への居住支援を行うなど、柔軟な居所の確保を検討すべき。	様々な居住確保の方策を柔軟に検討します。
①環境・生活・衛生・廃棄物	震災の被害で住居を失い避難所生活をせざるを得ない方々が多数いる中、阪神淡路大震災で取り組まれた「コレクティブハウジング」という住まい方はどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	宅地被害の復旧工事に対する補助を盛り込んでほしい。大規模盛土造成地にならない宅地の擁壁の損壊により生活の安全がおびやかされている状況が多々ある。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 22「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物 4行目「宅地被害について、国庫補助負担の拡充や採択要件の緩和を求めると、各種住宅支援を市町村と連携して行います。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	鉄道の復旧に関しては、三陸鉄道や仙石線、常磐線等、通勤通学の足となってきた路線を優先させてほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	渋滞緩和のため、石巻線の増便や三陸道の平日一時無料化を図ってはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	居住の場に多様な形態の共同の場(コミュニティスペース、共同リビング、共同キッチン、サロン等)を必ず設け、被災者の交流、支援者との交流、様々な文化活動、情報拠点として機能できるようにすること。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	避難所、その他全国各地に避難している人々の居住の場、仮設住宅、借上げ住宅、復興住宅の計画・設計・管理運営について、多様な被災者の参画と人権を確保し、かつ個々の人のニーズに応じた相談と支援を可能にし、それらを効果的に運営する共同の場を確保すること。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	避難所の自治組織作りを援助し、運営に女性も参加し要求が反映するよう配慮すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅のまわりに店舗の設置や移動販売ができるよう、県や自治体で援助してほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	県は、建設済の応急仮設住宅の断熱性能やその他の居住環境を早急に調査するとともに、居住環境の改善をはかる具体的手段を策定し改善を図ってほしい。(関連意見 4件)	応急仮設住宅の居住環境に関する改善等については、維持管理を依頼している市町と連携しながら対応しているところです。今後も改善要望があった際には市町と連携して改善を図ってまいります。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅における住民の孤立を防ぎ、心のケアやストレスの軽減を図るためにも、交流の場づくりや生きがいがづくり、巡回相談支援や生活支援員の配置などを進めてほしい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 24「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物①被災者の生活環境の確保 4地域コミュニティの再構築 1行目「地域におけるコミュニティの再構築を図るため、応急仮設住宅に住民同士の交流の場となるコミュニティスペースを設けるほか、復興支援センターの設置や復興支援員の配置を図り、地域コミュニティの絆を深めるための幅広い支援を継続して行います。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	避難所や仮設住宅等で、手当を必要とする、又は介添えを必要とする高齢者への配慮は必要。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 22「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ①被災者の生活環境の確保 1被災者の生活支援 1行目「避難所や応急仮設住宅などで暮らす被災者の生活を支えるため、高齢者が安心して生活できるよう、介護・福祉サービスを提供する拠点(サポートセンター)の設置や、健康に関する相談・訪問指導などを行います。」
①環境・生活・衛生・廃棄物	効果的な支援のため、民間賃貸住宅や親戚・友人宅に避難した被災者のほか、全壊等の認定を受けながらも自宅で生活する被災者など、すべての被災者の生活実態を把握すべきと考える。	保健師による巡回等を通じて、市町と連携しながら被災者の生活実態の把握に努めてまいります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え
①環境・生活・衛生・廃棄物	在宅被災者についても災害救助法の対象とし、自治体で実態を把握し、食事や必要な物資の支給、保健師の巡回、情報の提供と諸手続きの援助等を行うべき。	在宅被災者についても地域の被災状況によっては、災害救助法による救助の対象となる場合がありますので、市町と連携しながら在宅被災者の支援に取り組んでまいります。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅入居者も災害救助法の対象とし、救助を必要とする人には食事の提供や医療の提供等を実施する。家族数に見合った布団やタオルケット、夏服、台所用品など必要な生活用品の配布を行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	避難指定場所の衛生対策を行うべき。例えばバイオトイレの設置など。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	個人・法人を問わず既存の建物の耐震補強工事や新規の建物の免震施工を奨励してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	緊急雇用対策の一環として、被災者の見守り、応急仮設住宅やその周辺の環境改善等に、被災者を積極的に雇用してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅、復興住宅においてはグループホームの機能と形態を持ったものとする。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	各避難所に子ども達が勉強できるスペースや机等を確保する。また、インターネットを利用できるパソコンを設置し、避難者が必要な情報を得られる措置を講じるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	民間賃貸住宅を仮設住宅として借り上げる際には、間取りだけという基準のみで判断するのではなく、地域の実態に合わせて被災者の立場で柔軟に対応するべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	仮設住宅の入居場所は、被災者の震災前の生活を最大限に考慮し子どもたちが学区外の仮設住宅に移り住む事がないよう充分配慮すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	雇用保険受給者が保険支給の終了に伴って生活困窮に陥ることのないよう、生活の安定を図ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
①環境・生活・衛生・廃棄物	復興には、人の心・感情・精神の安定・向上も重要な要素であり、その一助として、映画・ビデオ上映、鑑賞のために、特区により著作権緩和・フリーにしてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	スクールカウンセラーのみならず、スクールソーシャルワーカーなど児童虐待・DVに専門的知見を持つ民間支援団体と連携した体制を構築すべき。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支援対策事業 なお、施策の推進に当たっては、民間支援団体等関係機関と連携を図り取り組んでまいります。
②保健・医療・福祉	震災後の児童虐待や子どもの権利侵害が増加することが報告されていることから、児童虐待及び、子どもの権利侵害に専門的知見を持つ民間支援団体と連携してケアおよび相談救済・回復の体制を確保してほしい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業 なお、施策の推進に当たっては、民間支援団体等関係機関と連携を図り取り組んでまいります。
②保健・医療・福祉	DV被害者のために、住宅確保について特別な配慮ができる相談窓口を設置してほしい。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】DV被害者支援対策事業 なお、県ではDV相談窓口において、必要に応じて公営住宅への入居に関するご案内をしておりますが、より充実した情報提供ができるよう、ご意見の点について今後の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え方
②保健・医療・福祉	高齢者や子ども、障害者などへの人権の配慮と、女性や子どもへの暴力を許さないコミュニティづくりをすべき。そのために専門家の配置を求める。(関連意見 3件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 29「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 8行目「子どもがいじめや虐待を受けることなく地域の人々に暖かく見守られ、健やかに、そしてたくましく育ち・・・さらに全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ」 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支援対策事業 P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉③だれもが住みよい地域社会の構築 13行目「地域全体で高齢者や障害者、子ども、外国人を支え合う、新しい地域コミュニティの構築を目指します。」 P. 31 ③だれもが住みよい地域社会の構築 3支え合い地域社会の構築 1行目「地域の支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備等を実施するとともに、地域における相談体制の整備等の支援を行い、高齢者や障害者が安心して生活できる地域コミュニティの構築等を進めます。」と記載しておりますが、施策の推進に当たっては、高齢者、障害者の人権にも十分に配慮してまいります。
②保健・医療・福祉	震災後に増加するといわれる女性に対する暴力・子どもへの虐待と権利侵害について専門的な知見を持つ民間団体と連携した予防・発見・ケアの取り組みを実施すべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支対策事業 なお、施策の推進に当たっては、民間支援団体等関係機関と連携を図り取り組んでまいります。
②保健・医療・福祉	被災時に増加する女性に対する暴力や児童虐待の防止を計画に組み込んでほしい。(関連意見 3件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支対策事業
②保健・医療・福祉	DV・児童虐待・住民間のトラブルなどあらゆる暴力の防止のため、相談員や支援員への人権・暴力に関する研修の実施、地域リーダーへの啓発、相談窓口情報のきめ細やかな提供などを明記してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支援対策事業 なお、施策の推進に当たっては、広報等によりきめ細やかな情報提供に努めてまいります。
②保健・医療・福祉	各分野が横断的に連携しながら、経済弱者の生活復興や、暴力の防止、子どもの健全育成、メンタルケア、ホットラインの整備、情報発信などが行えるよう、県と各市町村が協力して体制を構築してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 22「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物 10行目「生活・住宅・雇用等の生活支援全般にわたる被災者からの相談に応じるとともに、生活資金の支援や消費生活情報など、被災者の生活再建に向けた取組を進めます。」 P. 29「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 8行目「発展期においては、子どもがいじめや虐待を受けることなく地域の人々に暖かく見守られ、健やかに、そしてたくましく育ち、また子どもを育てる親が孤立せず安全で安心して子育てをすることができるよう、地域全体で子どもや子育て世帯を支える社会の構築を進めます。」 P. 30 3 地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支対策事業 P. 30③だれもが住みよい地域社会の構築 5行目「震災により心のケアを必要とする在宅や避難所等の被災者を幅広くサポートできる相談診療体制の整備を行います。」
②保健・医療・福祉	一時保護も現在は仙台にしかないが、女性も児童も、更にできれば高齢者、障害者も、石巻地区、気仙沼地区でも緊急の場合は、たとえ数日であっても一旦一時保護ができる場所を新しく作ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	訪問相談等にあたって、女性に対する暴力被害・子どもへの虐待と権利侵害について予防発見の啓発とケアができる体制としてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援【主な事業】子ども虐待対策事業、DV被害者支対策事業
②保健・医療・福祉	被災の影響により、家族の分散が予測されるが、子どもが家庭と暮らす権利を守るための努力が重要なので、尽力願いたい。また、P. 28に母子世帯からの生活・就労相談に応じるとあるが、父子世帯を含めた、すべての「ひとり親家庭」に対する行政支援をお願いしたい。(関連意見 1件)	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 29「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 1行目「ひとり親家庭等に対する経済的支援を行います。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
②保健・医療・福祉	母子家庭や、外国人の妻、障害をもった女性など、とりわけ社会的に弱い立場に置かれている方たちへの支援を明記してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 29「6 分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 1被災した子どもと親への支援 4行目「あわせて、母子世帯からの生活・就労相談に応じるとともに、母子寡婦世帯に対して修学・住宅・生活等の各種の資金を貸し付けるなど、ひとり親家庭等に対する経済的な支援等を行います。」 P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉③だれもが住みよい地域社会の構築13行目「地域全体で高齢者や障害者、子ども、外国人を支え合う、新しい地域コミュニティの構築を目指します。」
②保健・医療・福祉	地域を包括する保健、医療、福祉の再構築に関し、サポートセンターなどに女性、障害者、外国人などの人々のために相談窓口を作してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 22「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物①被災者の生活環境の確保 1被災者の生活支援 2行目「介護・福祉サービスを提供する拠点(サポートセンター)の設置や、健康に関する相談・訪問指導などを行います。また、被災者からの相談対応・・・など、被災者の生活再建に向けた取組を進めます。」
②保健・医療・福祉	沿岸の被災地域では、自治体の規模に差がある上、男女共同参画センターもない状況。小さくてもよいので、総合的な女性(男性)・子どもの相談窓口機能を沿岸地域に複数整備してほしい。(関連意見 2件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	ボランティアの育成、防災リーダーの育成については男女同数とすべき。子どもの危険回避能力の想定項目に性暴力の気づきを盛り込んでほしい。男女平等センター・女性センター、児童館の活用を図ってほしい。	P. 2「基本理念」の7行目に記載のとおり、復興の推進に当たっては、企業、団体、NPOと連携を図るなど、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進していくこととしておりますが、なお、御意見については、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	子どもの預かり支援、介護支援、移動支援など、生活再建に取り組む女性(男性)の生活面でのサポートを、多面的に実施できるようにしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	母子・寡婦のみならず単身女性にも必要な経済的支援を実施してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	保育や給食の女性非正規職員が解雇された例もあり、医療・福祉施設などの再建を支援し、雇用対策にもつなげる施策を求めます。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	母親のための産前産後の適当な保健を確保すべき。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 記載箇所:P. 30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 3地域全体での子ども・子育て支援 1行目「子どもや母親等の健康の確保に努める」
②保健・医療・福祉	被災による母(父)子家庭が増大したことを踏まえ、成人まで医療費免除制度を新設する必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	授業料が無料の7年生の医療大学を作る。授業料が無料の代わりに、併設する老人介護の施設での労働を義務づける。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	医師不足に対し、①東北大学医学部の定員増、新設医科大構想の支援②被災地の医療の継続的支援のための協議機関を設けること③地域医療を担う民間医療機関の再建・再生のための財政的支援を行うことの3点を行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	従来より医療不足であった。医療・介護分野での人材確保のため、医療・介護サービスを余裕をもって継続できる展望をつくり、事業の再建を早めるために「つなぎ資金」など県独自の施策を創設すべき。介護職員の増員は、雇用政策としても重要である。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	新しい生命を育む医療施設における緊急時のサポート体制の見直しと確認をあわせて、お願いしたい。	記載箇所:P. 28「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉①安心できる地域医療の確保 3保健・医療・福祉連携の推進 4行目「周産期医療については、県内で運用しているセミオープンシステムを充実するとともに、被災地を含む県全域での情報共有が可能なICT基盤を確立し、災害時でも安心な周産期医療体制の確保を目指します。」
②保健・医療・福祉	放射能被爆に関する今までのデータから、今後医療体制をどうすべきか検討が必要。(関連意見 1件)	原子力政策は国のエネルギー政策の一環であることから、P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応に「県民の健康調査・・・などについては、その実現に向け国に対し要望していきます。」と記載しているところですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
②保健・医療・福祉	全ての避難者が必要な医療や歯科医療が受けられるようにする。地域の医療機関と避難所をつなぐ交通手段(巡回バスなど)を確保する。避難所入所者の健診の実施、保健師や心のケアチームの巡回を行うべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 27「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 1被災者の健康支援 1行目「避難所、応急仮設住宅、住宅の被災住民の健康の保持増進や病気の早期発見等のため、看護職員による健康相談・・・等の支援を行います。」 P.30「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉③だれもが住みよい地域社会の構築」5行目「震災により心のケアを必要とする在宅や避難所等の被災者を幅広くサポートできる相談診療体制の整備を行います。」
②保健・医療・福祉	被災者が必要な医療・介護を利用する条件を確保してほしい。被災者の一部負担金免除の対象、期間を拡げる。被災者の保険料を軽減する。全ての被災者に正式な保険証を発行する。免除証明書の持参を受診時の要件としないこと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	必要な所に必要な医療を提供できる体制の回復が必要。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 27「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 1行目「復旧期においては、地域医療機能の回復を最優先とし」
②保健・医療・福祉	今回の経験を生かし、国や地域行政が主体となった、地域連携および地域医療を強化していく必要があると思う。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 27「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 13行目「医療資源の有効活用と持続的な医療提供のため、・・・地域医療の連携体制を充実させます。」
②保健・医療・福祉	震災時に橋が通行できなくて医療機関に行くことが大変困難だったので、震災時における地域医療の確保をお願いしたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	災害復旧費補助金の対象とならない民間医療機関(医科・歯科を含む)に対する補助事業「被災地医療確保対策緊急支援事業」を宮城県でも実施してほしい。	本県としても被災状況を踏まえ、災害復旧費補助金の対象とならない医療機関の支援について検討しております。
②保健・医療・福祉	医療施設近代化施設整備事業、医療施設等災害復旧補助金の対象に、災害救助法で指定された地域に所在する全ての民間医療機関(病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、保険調剤薬局)を追加することを国に要望してほしい。	災害復旧費の補助対象の拡大については、国に要望してきたところであり、実施に向けて継続して要望してまいります。
②保健・医療・福祉	地域医療の復旧には全ての民間医療機関の再開が急がれる。政策医療を行う医療機関のみでは地域医療は支えられない。診療の再開のためがれき処理、解体、修繕、仮設診療所建設など民間医療機関にも差別なく補助を行うことが必要。療養病床の復旧・拡大は急を要する。	本県としても被災状況を踏まえ、災害復旧費補助金の対象とならない医療機関の支援について検討しております。
②保健・医療・福祉	専門技術を持つ医師の育成や、特殊医療機器の導入補助など、高度医療の積極的な取組を促進すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	HOT患者が病院に集中したことから、公共機関等に自家発電システムを設置の上、緊急用酸素ボンベやHOT機台を設置してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	コンピュータ画像などの利用で専門医が指導・アドバイスをすることや、遠隔操作できるロボット治療などにより、遠隔地、僻地などでの医療技術の格差を解消すべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 16「復興のポイント6地域を包括する保健・医療・福祉の再構築」具体的な取組〇ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築 2行目「ICTを活用した地域医療連携システムを構築し、県内どこでも安心して医療が受けられる体制を構築します。」
②保健・医療・福祉	ドクターヘリを配備してほしい。ドクターヘリは僻地、離島などの救急患者の緊急搬送に活躍する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	震災時に備え、総合病院などには、オフロードバイクを配備しておくが良い。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	予防医学を推進し、自身で健康管理・増進を行う習慣を広める予防医学・健康講座の開催や指導を継続的に行ってはどうか。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	孤独死、感染症対策、PTSDなど心のケア、がれき処理における粉塵対策など、震災関連の健康破壊に対する対応が欠かせない。防塵マスクの支給や、原発被爆などに対する長期的健康管理施策を作ることが必要。	原子力政策は国のエネルギー政策の一環であることから、P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応に「県民の健康調査・・・などについては、その実現に向け国に対し要望していきます。」と記載しているところですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
②保健・医療・福祉	介護施設への支援は医療機関と同様に重要である。新しい施設の建設も急がれる。その際、行政による土地提供や確保の補助金制度を設けることが必要。(関連意見 1件)	介護施設への支援は、P. 31「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉③だれもが住みよい地域社会の構築 2社会福祉施設等の整備 1行目「被災した特別養護老人ホーム、…等の社会福祉施設やグループホーム・ケアホーム等の応急的復旧を図ります。また、被災市町村のまちづくりと歩調を合わせながら、必要な施設、事業所等の適正配置を進め、いつでも必要な支援やサービスが利用でき、だれもが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。」と記載しておりますが、御意見の点について、今後の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	災害時の介護体制及び高齢者支援体制の確保のために必要な政策を明記してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 22「分野別の復興の方向性」(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ①被災者の生活環境の確保 1被災者の生活支援 2行目「高齢者等が安心して生活できるよう、介護・福祉サービスを提供する拠点(サポートセンター)の設置や、健康に関する相談・訪問指導などを行います。」
②保健・医療・福祉	震災前から課題のあった、少子・高齢化社会などを基本構造とした高齢者問題の改善・克服についても取り組んでほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	知恵と知識を持った高齢者の活躍の場の創造として、農業などを考えてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	特に仮設住宅、災害復興住宅、あるいは借り上げ住宅においても、共同の場が不可欠であり、高齢者対応の仮設住宅等においてはグループホームを導入し、孤独死を防止することが必要だと思う。	仮設住宅に入居する高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、総合相談や生活支援等を行うサポートセンターを被災市町村が設置・運営しております。本県としては、運営の相談やノウハウの提供、スタッフの人材育成などの支援を行う事務所を開設し、支援してまいります。
②保健・医療・福祉	児童遊園・校庭を含む各種遊び場など、本来子どもたちが活用できる資源が復興事業へ提供されていることを踏まえ、子どもたちが子ども同士、また地域住民と集い、遊び、学ぶことのできる地域の支え合いの活動拠点となりうる施設の建設・増築にも尽力願いたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	P. 27②未来を担う子どもたちへの支援においては、保護が必要な児童を県内の里親や施設等で保護・養育するとされているが、被災による生活環境の急変によりストレスレベルの高まりが予測される養育困難家庭に対して、まず優先的な再アセスメントの実施も急務であると考え。また、ハイリスクとされる家庭に対する支援においても、児童相談所、市町村や民間団体との連携が重要。連携の促進についても補記してほしい。	被災に伴う生活環境や養育環境の変化を踏まえた上で、要支援家庭の養育機能等を再確認することも含め、民間支援団体等関係機関と連携を図りながら、子どもたちへの支援を推進してまいります。
②保健・医療・福祉	P. 28児童福祉施設等の整備において、児童福祉施設等の災害復旧事業の推進が明記されているが、適切な環境とは「家庭的な」養育環境であることを踏まえた、児童福祉施設の改築・増築を含めた計画の推進をお願いしたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	P. 29被災者を幅広くサポートできる相談診療体制の整備を行うとあるが、外国籍や貧困家庭の子どもたちなど、比較的ケアが受けにくい状況にある子どもたちを含むよう配慮願いたい。	子どもの心のケアについては、児童精神科医や児童心理士等がチームを組み、巡回相談・診療等を実施するなどし、国籍等を問わず、広く子どもたちをサポートしてまいります。
②保健・医療・福祉	被災地域の子ども及び被災した子どもの生存・発達を可能な最大限の範囲において確保することを基本に据えるべき。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 29「分野別の復興の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 11行目「全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ、健やかに成長していくことができるよう、子どもにとっての幸せを最優先とし、各種の取組を推進していきます。」
②保健・医療・福祉	子どもの家庭の衣食住の保障を図ること、父母または養育に責任を持つ立場の大人の生活不安の解消と雇用の確保を図るべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:記載箇所:P. 29「分野別の方向性」(2)保健・医療・福祉②未来を担う子どもたちへの支援 14行目「全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ、健やかに成長していくことができるよう、子どもにとっての幸せを最優先とし、各種の取組を推進していきます。」 P. 38「分野別の復興の方向性」(3)経済・商工・観光・雇用③雇用の維持・確保 1行目「被災地では従業員の解雇や休業…次代を担う新たな産業で活躍できる人材を育成し、多様な雇用機会の創出に努めます。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
②保健・医療・福祉	P. 29 県民の心のケアが取り上げられているが、このケアが、妊産婦・新生児・乳幼児・就学前児童から、就学児、義務教育を終え就労している子ども、また、公立だけでなく私立や各専修学校、特別支援学校等へ通う「すべての子どもたち」がアクセス可能である制度の構築を確保してほしい。	子どもの心のケアについては、児童精神科医や児童心理士等が巡回相談・診療等を実施するなどし、「子どものこころのケアチーム」の活動を拡充し、学校においてはスクールカウンセラー、臨床心理士を配置等するほか、「心のケアセンター」での対応など広く子どもたちをサポートしてまいります。
②保健・医療・福祉	子ども、高齢者をはじめどの年代においても心のサポートは必要と考える。心に関し対応する施設の強化は早急に必要である。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 16「復興のポイント6地域を包括する保健・医療・福祉の再構築」具体的な取組○被災者へのケア体制の充実 1行目「各世代における心のケアの充実を図ります。」4行目「応急仮設住宅にサポートセンターを設置し、…地域包括ケアシステムにつなげていきます。」
②保健・医療・福祉	津波の被害にあった人達の心のケアも重要だが、あまり直接的な被害にあわなかった地域の人達の中にもケアが必要な人がいると思うので、そちらも注視してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	地域を包括する保健・医療・福祉の再構築に関して、被災地並びに仮設住宅地等に一体型の公設サービス施設が望まれる。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	仮設診療所や「ケア付き仮設住宅」「高齢者のサポート拠点」「地域包括支援センター」の整備を進める。仮設住宅の建設にあたっては、高齢者・障害者・病弱者・妊産婦・母子などのハンディキャップをもった被災者に配慮したバリアフリー化を行うべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	今回、宮城県に食物アレルギー患者用の食事と備蓄がなく患者が困っていた。県庁や各市町村役場に備蓄してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	「分野別の復興の方向性」について、特に(2)保健・医療・福祉分野について、内容が抽象的一般的表現にとどまっているので、「地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実」が県の指導と具体的な予算的措置で一刻も早く実現することを望む。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	「地域を包括する保健・医療・福祉の再構築」に関して。被災者だけでなく、一般要介護者等も対象としたボランティアセンターを設置してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	復興に当たっては、被災者の声を最優先にし、福祉の面でも皆さんが安心して生活できるよう配慮してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 27「分野別の復興の方向性(2)保健・医療・福祉」3行目「震災と共に乗り越えることで更に強まる人と人の絆に基づく支え合いにより、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築します。」
②保健・医療・福祉	被災地での生活保護基準の実態に即した緩和・特例措置を盛り込むこと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	人口の減少・少子高齢化などは被災地域の生業と教育・子育て環境を保障することから始まるのではないかと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
②保健・医療・福祉	どこに住んでも安心して老後が過ごせるように、また青年が第1次産業に従事しやすいような政策を展開していくべきだと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	交付金の創設等にあたり、緊急雇用創出事業によるものも含めて、男女平等推進関連事業の配分枠を設け、女性の就労促進に向けて民間支援団体と協力・連携を行うこと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	就労の確保にあたり、事業主に女性雇用の50%を義務付け、また、若者への支援を確保してほしい。公共訓練には女性や若者が就労可能となる技術を積極的に盛り込んでほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	女性や若者の雇用をすすめた企業へも就職促進奨励金を支給すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	就労や起業における、男女それぞれのニーズに合わせたきめ細かい支援を行ってほしい。規模の小さいコミュニティビジネスや女性が主体の起業には、一般的に融資が厳しくなっているが、柔軟な支援の仕組みを創設してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	仙台空港近くの場所へ遊園地及び場外馬券場を設置してはどうか。(関連意見 4件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	観光の点から、綺麗な港町を整備してほしい。また、港祭りなどでは、観光客も参加できるようなイベントで誘客を考えてほしい。(関連意見 5件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
③経済・商工・観光・雇用	仙台、松島、三陸、平泉等の東北各地の観光地と連携し北海道や東京、関西、沖縄に流れている外国の観光客を東北へ誘致してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 15「復興のポイント5.多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」具体的な取組○広域観光ルートの再構築 2行目「東北各県や県内市町村と連携して魅力ある広域的な観光ルートを再構築します。」 ○MICE(国際会議等)の誘致 1行目「誘客活動等の実施により、東アジアをはじめとする諸外国からのインバウンドを促進する」
③経済・商工・観光・雇用	観光分野では、東北観光推進協議会と連携した広域観光への取り組みも考えてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 15「復興のポイント5.多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」具体的な取組○広域観光ルートの再構築
③経済・商工・観光・雇用	広域観光ルートの再構築について、基幹交通路としてJR、高速道路、仙台空港があるが、この中で仙台空港の波及効果が低いと思う。仙台空港を拠点とした東北各地のローカル空港と貞山運河との連結を新しいルートとして開拓することで観光客が飛躍的に伸びると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	「7 観光資源・観光ルートの整備、域内流動の促進」(p.64)では、観光施設や自然公園整備の復旧しか取り上げられておらず、新たな観光資源の創出も検討すべきと考える。(関連意見 3件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 37「分野別の復興の方向性」(3)経済・商工・観光・雇用②商業・観光の再生 7観光資源・観光ルートの整備、域内流動の促進 3行目「着地型観光資源の発掘・・・を支援します。」
③経済・商工・観光・雇用	復興のポイント5、観光の再生について。現在のスピード偏重の交通網では観光は楽しめないで、旧来の交通網の整備促進。列島横断交通網の新設を。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	今回、国内外から被災地に来てくれたボランティアとのネットワークを最大限に活かし、宮城の三陸海岸や三陸沖の豊かな自然の恵みを発信し誘客や投資を呼び掛け経済を発展させてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	P15復興のポイント5. 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生について。国際会議等の誘致については慎重な対応が必要と考える。国際会議の誘致による経済効果は大きいと思うが、その準備のために投入される人的・金銭的資源は多大であり、復興に奔走する県や市がその負担を負うことはかなりのリスクを伴うと思われる。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	復興のポイント(5)について、イメージ図からは三陸地域のルートが欠落している。当地域を含む沿岸域の観光を取り巻く動きが活かされていない。沿岸域の観光の復旧・復興を優先してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	分野別の復興の方向性の観光(P. 36)の7について、観光施設再生支援事業の内容を早期に明確化の上、周知してほしい。	事業の内容が確定し次第、早期に周知できるよう努めます。
③経済・商工・観光・雇用	県民だけでなく宮城県への観光客等にも安全・安心を提供する必要があると考える。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 38「6分野別の復興の方向性」(3)経済・商工・観光・雇用②商業・観光の再生 8「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備 1行目「災害時を含めた観光客への適切な対応や速やかな情報伝達など観光の「安全・安心」を確保するため、対応方針の作成や案内表示の設置、外国人観光客への多言語対応を実施します。」
③経済・商工・観光・雇用	プライベートジェット専用の空港を整備することで、観光客の招致や国際会議の開催を活発化させ、各国からの投資を呼び込むべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	新たな雇用の創出にはNPO等の起業に助成すべき。また、社会的企業制度を導入してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	復興計画に労働者の保護についての項目を盛り込み、就労困難者の雇用確保を最優先とすること。よりよい雇用機会と労働環境を確保するための制度を導入すること。また、男女別失業率、就職率などを逐次公表すること。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	震災で仕事を失われた方とともに震災以前から働きたくても働けない方やワーキングプアで頑張っている方に、平等で安心した雇用確保を行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	36ページ 3段落 5行目、「多様な雇用機会の創出」とあるが、人口、経済、産業構造などの10年先、20年先の状況も予測した上で行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
③経済・商工・観光・雇用	事業の再開の支援のみならず、雇用される県民の立場に立って就労の確保を実施すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	国・自治体は、雇用調整助成金制度等の「雇用を維持するための支援」を活用しながら、企業に対して解雇を回避するための法的義務および社会的責任を果たすことを求めていく必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	社会企業家が起業しやすいような、規制緩和をしてほしい。(関連意見1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	工場が全壊し莫大な費用がかかったが、法人に対する保証や支援金などが一切ない。法人への援助をお願いする。	中小企業等の施設、設備の復旧については、国と連携して補助事業を実施しているところですが、被害規模の大きさを勘案し、引き続き事業規模の拡大などについて国に要望していきます。
③経済・商工・観光・雇用	雇用の回復には、津波で損壊した事業所の復旧が何より効果的。企業誘致や再生可能エネルギーへ予算配分するのではなく、復旧を第1優先にすべき。復興という先入観にとらわれるのではなく、個別の企業によって復旧で良いのか、新しいスキームを選ぶのか検討すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	家も職場も失った被災者に県が仮設工場を用意してほしい。	仮設工場の設置については、現在独立行政法人中小企業基盤整備機構が、市町村の提供する土地に仮設の店舗・工場を整備する事業を県内で展開しております。県としては、この事業の活用を積極的に促進し、被災事業者の早期の事業再開を支援していきます。
③経済・商工・観光・雇用	14ページ目 ○早期の事業再開に向けた環境整備 1行目「工場・設備等の復旧・整備支援」を本当に早くしてほしい。事業者の体力がもたない。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	生活維持のための経済基盤の安定のため、各地域の中小企業活性化対策や新規学卒者の雇用確保をはじめ、県や国の地域支援・経済支援をできるだけ厚く、広く、長く実施してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	共同店舗・仮設工場・移動販売車購入事業に国・自治体からの補助をお願いしたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	応急仮設住宅の建設やがれきの処理等においては、被災企業、中でも中小規模の地元事業者への発注を行うよう改善することは大切だと思う。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 21「分野別の復興の方向性」13行目「復興事業の実施が県内経済の活性化につながるよう、県内企業への発注や地元調達への拡充に努めます。」
③経済・商工・観光・雇用	商工業の復興に向け、建築制限等をせず、事業再開のための用地確保ができるように、保安林解除や農用地の一時的な転用の許可などの権限を自治体に委ねて、速やかな事業再開を支援することが重要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	復興のポイントに被災地の商店街再生が欠落している。公設仮設商店街を構築すべきと考える。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	中小企業等再建への支援について。今回の計画では、検討すべき課題になっている二重債務対策について、国の二次補正予算において概要の具体案が提示されているので、主な事業として入れるべきである。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 記載箇所:P. 33「分野別の復興の方向性」(3)経済・商工・観光・雇用①ものづくり産業の振興 2経営安定等に向けた融資制度の充実 3行目「国や関係機関との連携による二重債務問題への対応等を行い」 【主な事業】(仮称)宮城県産業復興機構出資金
③経済・商工・観光・雇用	超大量輸送と輸送経路の単純化により流通コストの削減となり宮城の物産、工業製品の競争力増強を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	32ページ 4 販路開拓・取引拡大等に向けた支援 1行目、「国内外での展示商談会の開催等による販路開拓や取引斡旋等の支援」とあるが、ただ、開催すればよいという考えでなく、開催場所及び成約見込みのある会社を選定の上開催してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	関西広域連合などは、産業政策として「新商品調達認定制度」を行っており、こうした制度の活用は、販路開拓だけでなく、イノベーションへのインセンティブを与える事にも繋がるため、取り組むべきではないか。	現在、本県では中小企業による「新商品」の開発や新事業分野開拓への意欲向上に資するため、県内中小企業が開発した新商品の県における購入の機会・可能性の拡大や、新商品の社会的認知度の向上を目的とした「新商品特定随意契約制度」を運用しており、今後ともこの制度を活用して、県内中小企業のものづくりを支援していきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
③経済・商工・観光・雇用	5 分野別の復興の方向性(3)経済・商工・観光・雇用 ①ものづくり産業の復興について。企業にとって復興に要する期間や復興計画の進捗は直接経営に関わることであり、計画の甘さや役割を明確にしない方針・記述は進出企業にとり不安材料に他ならない。また、企業誘致に関してはこれまでの計画を継続するだけでなく、一層の強化等を明確にすることが宮城県の積極性を示すことの表明になるのではないかと思われる。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 14「復興のポイント4ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」具体的な取組○自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開、○次代を担う新たな産業の集積・振興
③経済・商工・観光・雇用	産業や観光については自動車産業関係等に力を入れるのもいいと思うが、新しい分野の産業も開拓・企業誘致をしたほうがいいと思う。(関連意見 1件)	記載箇所:P. 14「復興のポイント4ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」具体的な取組○自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開、○次代を担う新たな産業の集積・振興
③経済・商工・観光・雇用	「ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」に関して、がれき処理だけでは終わらない国際的なりサイクル産業の誘致・育成してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	法人税分を補助金として全額補助し、被災した企業に余分な負担をかけないようにすべき。今後復興に必要な働く場所の確保に必要な企業誘致にもなるため。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	気仙沼に関しては、以前より水産以外の目立った産業がなく、将来に不安を持っていた。気仙沼＝水産というイメージは全国的に強いが、偏った産業にとらわれず、ピンチをチャンスに変える機会を得たので、是非、複数産業の構築・誘致を推進してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 69「沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ」(1)沿岸被災市町の復興のイメージ【三陸地域】12行目「新たな産業の立地と振興を促進します。」
③経済・商工・観光・雇用	製造業の再生への具体的な取組みは、もっぱら、産業インフラの整備と企業誘致に終始し、しかも内需振興ではなくグローバル展開が前面にでている。歴史的にも、様々な優遇措置にも関わらず企業誘致は雇用や地域内経済循環の形成には期待した効果を発揮していない。第2次案は、このような過去の企業誘致政策を踏襲するものであり、「富県宮城」の実現に貢献するとは思えない。	製造業の再生に向けては、県内中小企業の復旧・復興を最優先と考え、工場や設備等の復旧支援に取り組んでおります。また、今後の生産活動の再開に向け、経営の安定化や技術的な課題解決への支援も行っています。 一方、今後の企業誘致については、集積が進みつつある自動車関連産業や高度電子機械産業の更なる誘致活動を展開するとともに、次代を担う新たな産業としてクリーンエネルギーや環境、医療等の分野の誘致活動や地元企業の参入・取引創出などを支援し、「富県宮城の実現」を目指していきます。
③経済・商工・観光・雇用	行政は、県内への企業誘致推進、県内企業の海外販路開拓に併せ、県内中小企業の海外進出も推進すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	復興株(商品券)制度を導入してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
③経済・商工・観光・雇用	復興のポイント4、富県宮城の実現について。車産業が活発に動いているが、内陸部で交通網も整いつつあるので、良いと思われる。	—
④農業・林業・水産業	「水産特区」を創設せずとも、株式会社等は漁協の準組合員となることで漁業権を取得でき、復興への民間資金の導入は可能。漁業者と無用な対立をするのではなく、県費を使ってでも漁業再開を支援することが重要と思う。	特区を創設しなくても漁業への民間企業の参入は可能ですが、漁業活動の早期再開に向け、従来よりも漁業者の方々が民間資本をより活用しやすくなるような選択肢の一つとして提案したものです。漁協側も民間資本活用の必要性は認識しているため、話し合いを継続していきます。 なお、漁業の復興が重要と認識しており、漁船漁業、養殖業の復興対策等について漁協と連携して引き続き支援していきます。
④農業・林業・水産業	「復興のポイント2」の「新しい経営形態」の導入について。「水産特区」で地元漁業者とは関係のない民間企業に漁業権を「開放」するのは、漁業秩序を無視して参入・撤退を自由に行おうとする企業に道を開くことになり、漁場は荒らされ、零細な漁業者、企業が淘汰されることになると思う。	「水産特区構想」は、漁業活動の早期再開に向けた支援策の一つとして、漁業者の方々が民間資本を活用しやすくなる環境を整えようとするものです。 今回の提案の主体は、地元で漁業を営んできた漁業者が中心の法人で、この法人が民間資本の協力を得るものであり、民間会社に直接漁業権を与えるものではないことから、漁業秩序を無視して漁業を営むことや、漁業者が淘汰されるようなことはありません。漁協側も民間資本活用の必要性については認識していることから、今後とも話し合いを継続してまいります。
④農業・林業・水産業	水産特区構想の押し付けはやめ、「漁港を3分の1に集約」などとする押し付けも撤回してほしい。	「水産特区構想」は、漁業活動の早期再開に向けた支援策として、漁業者の方々が民間資本を活用しやすくなる環境を整えるための選択肢の一つとして提案したものです。 この主体は、従来から地元で漁業を営んできた漁業者が中心となった法人であり、国で特区が認められたとしても、それを活用するかどうかは漁業者の方々が選択するものであり、漁業者の方々に押し付けるものではありません。 また、これまで漁港毎にあった漁業用施設等の生産性や効率性を高めるため、単なる復旧ではなく地域全体の在り方等様々な面から抜本的に見直し、3分の1の漁港に機能を集約・再編し、その他の漁港も安全に利用できるよう復旧しますので、ご理解願います。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
④農業・林業・水産業	水産業復興特区について、漁業者がかつてない壊滅的打撃から何とか立ち上がろうと努力している最中に、民間企業の参入という提案は、支援にならないと思う。	「水産特区構想」は、漁業活動の早期再開に向けた支援策の一つとして、漁業者の方々が民間資本を活用しやすくなる環境を整えようとするものです。漁業者が主体となり民間活力を活用した漁業法人が事業に着手すれば、再開資金を始めとする生産基盤の確立、技術や経営ノウハウなどの導入が図られ、持続的かつ安定的な経営が図られていくと考えております。
④農業・林業・水産業	「水産特区」構想の白紙撤回と早急な復旧対策の実施と県営27港への漁港の集約化の見直しを行うべき。	「水産特区構想」は、漁業活動の早期再開に向けた支援策の一つとして、従来よりも漁業者の方々が民間資本をより活用しやすくなるような選択肢の一つとして提案したものです。漁協側も民間資本活用の必要性は認識しているので、今後とも話し合いを継続してまいります。また、県営27港については、地域全体の在り方等様々な面から抜本的に見直しを図り、漁港機能の集約・再編を図る事としてまいります。
④農業・林業・水産業	当面の間、漁業関係者間での自主的協議による限られた生産手段の利用方法についての検討結果を尊重した復旧対応をしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	知事の言う水産特区を復興計画に加えて欲しい。特区を創設し特区を中心に復興させつつ、水産業の復興をしたほうが復興も早くできるのではないかと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	水産特区の件は、大いに進めてもらいたい。	—
④農業・林業・水産業	水産復興特区の民間企業の参入には、両者がともに歩み寄り、協力して復興できるような環境づくりを県及び市町が主導すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	水産業の特徴として、小規模であるほど自由かつ独立性が高いと考えるべきであり、復旧・復興に関してはこの傾向を十分に考慮することが重要である。民間資本の参入については、農業と比較して漁業資源には限りがあることから、地元漁業組合と十分な協議を前提に参入分野を限定するべきである。	「水産特区構想」は、漁業活動の早期再開に向けた支援策の一つとして、漁業者の方々が民間資本を活用しやすくなる環境を整えようとするものです。早期の復旧・復興に向け漁協側も民間資本活用の必要性については認識していることから、今後とも話し合いを継続してまいります。
④農業・林業・水産業	P12復興のポイント2.水産県みやぎの復興について。今回の震災で甚大な被害を受けた水産業の復興については、より重点的に支援していくことが必要と考える。しかし、記述されている「新しい水産業の創造と水産都市の再構築」の内容は集約・組織化と新たな民間資本の導入というこれまでの漁業の形態を一変させる内容となっている。これを進める前に現場の漁業者と十分な協議が必要と思う。	漁港の集約化や零細な経営体の組織化、民間資本の導入は、何れも水産業の早期再開や復興に必要なものです。また、単なる復旧ではなく、これまで以上に水産業が活性化するためには、これまでにない画期的な取組も必要となります。新しい水産業の創造と水産都市の再構築に向け、市町や漁協、地元漁業者の方々の理解が得られるよう、今後とも協議を継続してまいります。
④農業・林業・水産業	漁業に関しては、自治体と漁民が一体となって進める必要があると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	水産復興特区構想は時限特区とし、漁業者が不利にならない制度とすること。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	県は水産業および農林業の再生・復興の前提として、県独自で水産物、農産物、林産物の汚染を検査する体制を整えるとともに、県内全域に渡って、放射線量を測定し、線源となっている放射性核種を同定するモニタリングを系統的に実施する必要がある。また、放射線障害や除染対策に取組む試験研究機関を設立し、放射能汚染問題の解決に主体的に取組むことを求めたい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。記載箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 17行目「農林水産物の放射能検査体制の整備」なお、放射線障害や除染対策については、国が責任をもって方針を定めるべき問題であり、国の専門機関の助言や国の方針に基づき適切に対応してまいります。
④農業・林業・水産業	綿密な放射線の測定と除染、被ばくの軽減、食品の安全確保を求める。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。記載箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 16行目「学校等も含めた全市町村での放射線測定など、県民の不安解消に向けた取組を行うとともに、食の安全・安心確保の観点から、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭するための取組を行うなど、放射能等検査体制の強化・充実を図ります。また、国による放射線等の測定、県民の健康調査、放射性物質の除染及び処分、・・・のほか、抜本的な放射性物質の低減対策の確立などについては、その実現に向け国に対し要望してまいります。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
④農業・林業・水産業	食品の検査・モニタリング調査の強化や県内農畜産物への被害に対して行政が適切な対応をとることを求める。また、風評被害を起こさないための取り組みの強化も願いたい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 16行目「学校等も含めた全市町村での放射線測定など、県民の不安解消に向けた取組を行うとともに、食の安全・安心確保の観点から、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭するための取組を行うなど、放射能等検査体制の強化・充実を図ります。また、国による放射線等の測定、県民の健康調査、放射性物質の除染及び処分、・・・のほか、抜本的な放射性物質の低減対策の確立などについては、その実現に向け国に対し要望していきます。」
④農業・林業・水産業	水産物の放射能汚染も今後問題になる。漁業者等と協議して、海洋汚染のモニタリング、漁獲物の検査、養殖場の汚染防止対策、汚染被害が発生した場合の対応等の対策をまとめ、影響を未然に防ぐ措置をとってほしい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 14行目「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放射能に対する不安をはじめ、教育、農林水産物及び基幹産業など、県民生活に様々な面で影響が生じています。このことから、・・・食の安全・安心確保の観点から、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭するための取組を行うなど、放射能監視体制の強化・充実を図ります。」 併せて、海水中の放射性物質についても、財団法人海洋生物環境研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、水産庁及び東京電力など関係機関の調査結果に注視し、対策を講じてまいります。
④農業・林業・水産業	飼料用の稲わらの放射能汚染は、当面最も緊急な対策を要する問題。被害が拡大しないうちに全頭検査体制を確立するとともに、出荷自粛等を余儀なくされた畜産農家等に対する補償に万全の対応を行ってほしい。(関連意見 4件)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故等への対応に関しては、「緊急重点事項」として、対応策を十分検討の上、全体的に緊急対応を行ってまいります。
④農業・林業・水産業	牛肉の放射能汚染への対策として、飼料に大豆を混ぜたらどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	腐葉土・畜産飼料等営農材料の測定を密に行うことで二次汚染を防いでほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	早期の営農開始に伴いしかるべき専門家(土壌・植物の放射性物質の取り込みに関する専門家等)からの営農指導を県として行い、放射性物質による作物の汚染をできる限り抑えてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	放射能の農業全般への影響調査を一刻も早く実施し、営農見通しを明確に示すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	幼稚園や学校の給食の食材には放射能に汚染されていないものを使用してほしい。	給食に使用される食材を含む食品の放射能検査につきましては、各都道府県が計画的に検査を実施しており、その検査で暫定規制値を超える食品が見つかった場合には、出荷制限等の措置がとられており、市場に流通している食品は安全と考えております。給食に使用される食材については、何よりも安全性が重視されるべきでありますことから、今後とも食材に関するモニタリング結果を重視しながら、安全の確保に努めてまいります。
④農業・林業・水産業	生産者との繋がりが密である民間団体の自主測定の結果も利用し、地域ごと、できれば田畑一枚・畜産農場単位の汚染マップの作成の取り組みを行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	汚染マップや今までの作物からの検出・不検出のデータをもとに、営農地の除染の補助事業を行ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	魅力ある農業、活力ある農業のための10か年計画は長すぎる。	緊急重点事項に「農林水産業の初期復興」を掲げ、農林水産業の生産基盤の一日も早い復旧・復興に向け、重点的に取り組んでいきます。
④農業・林業・水産業	「水産県みやぎの復興」に関して、津波により塩害を受けた農地をエビ等の養殖地として利用はできないか調査してはどうか。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	魚市場の再開について。女川では冷凍倉庫や製氷所もなく、海の中もがれきが片付いていない。餌や燃料の補給など総合的に復興していく必要がある。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載していますが、さらにご意見を参考とさせていただきます。 記載箇所:P. 46「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業③新たな水産業の創造 3水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編 2行目「漁港施設や魚市場、漁港背後地を一体的に整備し、水産加工業に欠かせない加工施設や冷凍冷蔵庫などをはじめとする関連施設の整備や事業者の再建支援に取り組めます。」
④農業・林業・水産業	漁業復興の構想のため、①主要な5漁港の整備と運営を大手民間資本に任せる、②津波の被害により、漁船を失った業者、個人に対して大手民間資本が条件付きで漁船をリース又はレンタルする、③水産資源の保全に関しては、法律や条令等で規制し、学校教育等で今後の世代を担う県民に「水産資源の保全」の大切さを理解してもらうことが必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
④農業・林業・水産業	P12水産県みやぎの復興, P13先進的な農林業の構築について。生活の再建をはかるうえで生業の再建は何よりも重要であり, 生産基盤を失った農漁業の再生のための支援を求める。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 45「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業③新たな水産業の創造 1行目「復旧期においては・・・被災した漁業者・事業者の生活・経営再建を漁業団体などと連携しながら強力に支援します。」
④農業・林業・水産業	沿岸部の経済復興には, 「漁業とその関連」の再考が不可欠である。そのためには, ①港湾インフラの再建, ②失われた漁船の復元, ③生産工場・冷蔵施設等の復元が必要であり, ②, ③の資金の無償提供をお願いしたい。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	漁網・養殖施設・漁業施設・漁船の一括購入支援と水産加工業者へ緊急支援をお願いしたい。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 47「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業③新たな水産業の創造 4新たな経営方式の導入による経営体質強化・後継者確保, 漁業の総合産業化等 1行目「沿岸漁業・養殖業等の第一次産業の経営体質強化を図るため, 漁業生産組合や漁業会社など漁業経営の共同化, 協業化, 法人化を促す」
④農業・林業・水産業	漁港の集約化は, とりわけ零細な家族経営の漁業者を存亡の危機に追い込む。第一に, 漁港に近接する後背地は地価が高く, 一次処理のための作業場を確保することは容易ではない。第二に, 作業場を確保できたとしても, そこで働く家族の多くが遠距離通勤を強いられ家族生活が圧迫されることになるからである。	漁港の集約化など復興に係る取組が, 零細な漁業者の経営や生活を圧迫することがないように, 市町や漁協, 漁業者の方々の理解が得られるよう, しっかり協議してまいります。
④農業・林業・水産業	浜の集約の集約に当たっては, モニターの設置など海の様子が24時間見えるようにしてほしい。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	水産県の復興に向けては, 段階的に民間事業者の漁業参画の門戸を広げていく手法の検討が必要だと考える。(関連意見 1件)	民間事業者の漁業参画は, あくまでも地元漁業者との協議や協働無くしては成立しないことから, 漁業者の意向を踏まえた参画となるものと認識しております。今後とも民間資本活用の必要性や参画の形態などについて丁寧に御説明してまいります。
④農業・林業・水産業	復興のポイント2, 水産業再構築のイメージについて。大事な施設は全て内陸部へ移転し, 海岸部に必須な施設だけに止めるべき。港湾にある設備は全て5階以上にし, 屋上に避難施設を作る。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	P. 12復興のポイント2の具体的な取組の○水産業集積地域, 漁業拠点の集約再編の記載について, 2か月前を変わらないので, もっと具体的に書いた方が良い。	P. 46「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業③新たな水産業の創造 3水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編において, 具体的に気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜の主要な5つの漁港を水産業集積拠点として位置づけるとともに, 復旧・整備に向けた取組内容を示しています。
④農業・林業・水産業	水産県みやぎの復興において, 漁港の集約の必要性を認めるが漁港によっては観光港やレジャー用港への転用を図り次の芽を出しておく必要がある。新しい経営形態には「川の漁」についても漁業権を追加すべき。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	農林漁業者にとっても二重ローン問題対策は重要。また, 漁業機材, 農業機材, 圃場整備等に対する全額補助に近い補助制度を創設してほしい。	二重ローン対策及び各種補助事業の拡充については, 国に要望しております。
④農業・林業・水産業	被災農家や被災漁師の県外流出や廃業により, 宮城の第1次産業は衰退するので, 今後は人材の受入を積極的に行うなど, 人材確保・育成を行うべき。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載していますが, さらにご意見を参考とさせていただきます。 記載箇所 P. 43「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業①魅力ある農業・農村の再興 4収益性の高い農業経営の実現 1行目「多様な担い手の参入や共同化・法人化に向けた支援を行います。」 P. 47③新たな水産業の創造 4新たな経営方式の導入による経営体質強化, 後継者確保, 漁業の総合産業化等 4行目「後継者育成, 新規就業者等確保の取組を進め, 減少傾向にあった漁業就業者数の増加を図ります。」
④農業・林業・水産業	若者を優先として被災住民を一時的に復興支援団体として雇用し, 農業・漁業・教育機関の復興の支援をお願いしてはどうか。	P.19「復興のポイント9 未来を担う人材の育成」の具体的な取組として「○若者の復興活動への参画促進」を追加しましたが, なお, 御意見については, 今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え
④農業・林業・水産業	19ページ ○宮城の復興を担う人材の育成について。農林水産業の担い手育成では、生活出来る経営面の検討をあわせて考えてほしい。また、医療福祉分野の担い手育成では、医師等の不足が叫ばれている中、具体的に実現可能な育成強化策を示してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 41「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」①魅力ある農業・農村の再興 9行目「他産業からの新たな担い手の参入等を含めた新規就農者の確保育成や雇用労働力の確保を支援します。」 P. 47③新たな水産業の創造 4新たな経営方式の導入による経営体質強化、後継者確保、漁業の総合産業化等 3行目「新たな経営形態の導入支援に取り組みます。あわせて、後継者育成、新規就業者等確保の取組を進め、減少傾向にあった漁業就業者数の増加を図ります。」 P. 16「復興のポイント6. 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築」の具体的な取組 ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築 1行目「医療従事者の不足が懸念される中、東北大学を中心としたメディカル・メガバンク構想等を踏まえ…」P. 28「分野別の復興の方向性(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 2ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備」の【主な事業】宮城県ドクターバンク事業
④農業・林業・水産業	稲作の形態は、震災前の状態に戻すだけでは済まない。農業機械の高稼働化、スケールメリット追求などを目指して大規模集約化を前提とした新しいシステム作りが求められている。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 43「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」①魅力ある農業・農村の再興 4収益性の高い農業経営の実現 2行目「大規模な土地利用型農業を実現するため、…支援します。」
④農業・林業・水産業	農業の株式会社化を推進して、零細農業からの脱皮を図るべき。流通・物流も手がけて、農業の生産から販売までの一環システムを構築するべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 43「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」①魅力ある農業・農村の再興 4収益性の高い農業経営の実現 1行目「収益性の高い農業経営を実現するため、多様な担い手の参入や共同化・法人化に向けた支援を行います。…さらに、他産業のノウハウを積極的に取り込むなど、付加価値の高いアグリビジネスの振興を図ります。」
④農業・林業・水産業	浸水地区では、①ハウス、露地ものの集約化や特産化、②水田耕作地の集約化(基盤整備、農業用排水路と排水機場整備)、③バイオ関連など新産業企業誘致を行ってはどうか。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 13「復興のポイント3先進的な農林業の構築」具体的な取組○新たな時代の農業・農村モデルの構築 1行目「津波で甚大な被害を受けた地域を中心に、土地の利用調整を行いながら農地の面的な集約や経営の大規模化を進めるとともに、稲作から施設園芸への転換…を推進し、農業産出額の向上を図ります。」P. 14「復興のポイント4ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」」具体的な取組○次代を担う新たな産業の集積・振興 1行目「本県の産業の反転に資する新たな産業分野の集積に向け、企業誘致活動の展開…などに取り組みます。」 なお、御意見のバイオ関連産業の誘致については、今後の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	「復興のポイント(3)」において農地の集約化について、ほ場整備による農地の集約化であれば、農作業と農業経営の改善・効率化になる。しかし、それが、特定の経営体への集約化、民間企業の参入による大規模経営の実現を意図しているのであれば、被災農家は農業経営から排除されることになる。そこで、農地の集約化は「ほ場整備」を意味することを明確にしてほしい。	被災農業者の早期営農再開に向けた支援と併せて、大規模な土地利用型農業の実現に向け、認定農業者や農業法人等への農地集積を図ることとしており、今後、ほ場整備の実施など具体的な取組を検討していきます。 記載箇所:P. 43「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」①魅力ある農業・農村の再興 4収益性の高い農業経営の実現
④農業・林業・水産業	「経営の大規模化」についても、その実現は被災農家の意向を尊重しつつ、兼業農家についても営農意欲を奪うようなことのないように慎重に進めなければならないと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	農業の復興の方針の柱のひとつが大規模化と効率化である。しかしながら、小規模農家等に関してはこの枠組みに組み込まれない、あるいは組み込まれることを望まない営農者も少なからず存在すると思われる。農家としての自主性・独立性を確保しつつ、震災前の状態に戻れるような施策を講じる必要性を感じる。	農地を集約し、経営の大規模化、低コスト化を図ることは、将来の地域農業の担い手を確保する上で、重要であると考えています。併せて、地域内での合意形成を図り、兼業農家や高齢農業者が規模と能力に応じて相互に営農を支え合うことによって農業生産の展開を可能とする「地域営農システム」の構築を図ることが必要と考えています。
④農業・林業・水産業	津波の塩害を受けた地域を中心に、農業のハウス栽培(各種の水耕栽培や塩分を含む土壌にも強い農作物、花卉園芸などの栽培)への転換を図り、高収穫、高収入の農業に取り組むべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 43「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」①魅力ある農業・農村の再興 4収益性の高い農業経営の実現 4行目「稲作から施設園芸への転換や畜産の生産拡大を図るため、園芸施設や畜舎の整備、農業用機械や家畜の導入を支援します。」
④農業・林業・水産業	農業用地の浸水域では、太陽光発電や防風・防砂林の植樹を行ってはどうか。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 17「復興のポイント7再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」具体的な取組○環境に配慮したまちづくりの推進 1行目「エネルギー性能の高い設備の導入や、太陽光発電…等による分散型電源の確保を支援し」 P. 44「分野別の復興の方向性(4)農業・林業・水産業」②活力ある林業の再生 3海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進 1行目「県土の保全や県民生活の安全を確保するため、治山施設や海岸防災林等の早期復旧を図ります。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
④農業・林業・水産業	浸水はなかったものの、排水路等の損壊で作付けできない水田においては、飼料用のライ麦を生産し、安全な飼料の確保を行うなど、米作農家、畜産農家の当面の課題を解決する方策を、県で支援してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	被災農地に景観作物や菜の花プロジェクトを促進するなどエコタウンとの連携を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	製紙会社との連携による森林資源の活用並びに緩衝地帯或いは塩害農地に製紙の原料となるケナフ等の栽培を奨励すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	第一次産業への復興策については、地域や状況に応じて多種多様な対応が必要であり、一元的ではなく地域に寄り添いニーズをしっかりと把握した上で、漁港の修復や農地の除塩対策などそれぞれの地域の実情に合わせた優先順位で実施していただきたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	様々な営農再開に向けた支援事業は利用しやすい仕組み、制度内容であってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	甚大な被害を受けた農地を回復させることについては、今後の生産に伴う収益に対して、その費用にふさわしい魅力のある農地になるかどうかの検討が必要と思う。減反政策も進められ、また耕作放棄地もたくさんある中で、税金を使って単純に元の農地に戻すのは、誰にとって利益のあることなのかと思う。農地とは別の産業起こしも必要ではないか。	農地の早期復旧や再整備を図り、経営の大規模化、稲作から施設園芸への転換などを推進し、収益性のある農業を展開することとしています。また、民間企業との提携等により、付加価値の高いアグリビジネスを振興することとしています。なお、地盤沈下などのため復旧が著しく困難である農地等については、国が土地を買い上げ、バッファゾーンとなる緑地・国営公園などとしての整備を促進します。
④農業・林業・水産業	農業の本格的始動を模索するとともに、その間の一定の生活補償手段の提示をしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	津波被害の農地の一括買い上げと、水路と排水下水施設の補修をしてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 13「復興のポイント3先進的な農林業の構築」具体的な取組○緑地・公園化等のバッファゾーン(緩衝地帯)の設置1行目「地盤沈下などのため復旧が著しく困難である農地等については、国が土地を買い上げ、バッファゾーンとなる緑地・国営公園などとしての整備を促進します。」 なお、被災した公共土木施設は着実に災害復旧を行います。
④農業・林業・水産業	休耕田や耕作放棄地を県が買うか借り入れ、計画により代替えが必要になる農家に対し、農地の提供を行うべき。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 42「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業①魅力ある農業・農村の再興 2早期営農再開に向けた支援 2行目「浸水等により農地の利用が困難となった農業者に対し、活用可能な農地等の紹介や貸付等を促進する」
④農業・林業・水産業	水田を早期に復旧するために、①まず水源の富士沼の塩水を排除して淡水化を行い、再び塩水(海水)が流入しない施設を設けてほしい。②同時に、農業の基幹的な施設(取水ゲート、用排水路、用排水機場、パイプライン、農道等)の早期復旧工事をお願いする。(関連意見 2件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	農業者の自助努力を評価して、初めに民間参入ありきの議論はやめるべき。	農業者の自助努力を支援することが基本と考えております。一方、民間資本を活用した農業経営や企業参入は、被災農業者の雇用や地域経済の活性化につながるため、併せて推進するものです。
④農業・林業・水産業	復興のポイント3、先進的農林業の構築について。農地として区切られた地域は大雨、津波でダム化すると思われ、多重防潮堤は不適當と思う。海岸部は広大な緩衝地帯として、堤ではなく、巨大なモニュメントを可能な限り建造すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	災害にあっても早期営農再開がしやすい高設栽培施設への補助の強化を提案する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	計画では従来のエネルギー消費を転換していこうという趣旨が盛り込まれているが、その一環として、省エネ施設園芸団地特区の提案をしたい。これは暖房費を節減できるエアハウス(二重被覆膜ハウス)や電力消費を抑える設備(ソーラー等)を導入した施設に補助を出すという仕組みで、特区として産地を団地化することで、宮城のエコブランドの確立を目指すというものである。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	農業団地構想の主体に農業者を据え、アドバイザーを配して計画の立案、実現に努めるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	元の場所に留まりたい意向の農家に対しては、「減災」を念頭に「教育農場、農家」の創設の道を開くべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
④農業・林業・水産業	イチゴ農家の復旧支援を強め、いたずらに団地構想を持ち込むのではなく、農家集団の自主性を尊重すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	消費者特に県民との連携を強め、新しいかつ効率的なフードシステムの再構築を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	新しい産業としてハイテク産業の誘致を。農業に関わる種苗産業(研究)を考えるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	肝心の県産材の活用をどのように進めるのかという内容が欠落している。木材は断熱性能が高く、建築物の省エネ化に大いに貢献する。復興公営住宅を含め、住宅復興として県産材を活用する木造または混構造を推奨する県独自の助成制度を創設することを求めたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	復興には夢を与えるキャッチフレーズも必要。漁業・農業を得意とする地域なので、「アジアの食料基地化」という大胆なキャッチフレーズはどうか。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P.41「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業5行目「～食料供給基地として再生します。」
④農業・林業・水産業	アジアの食料基地化に向けて、三陸産フカヒレなどを外国に輸出しやすいシステムを作るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	アジアの食料基地計画では、人材育成も入れ、日本の農業のやり方をアジア新興国の若者に教える学校を設立すると良い。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	人手不足や後継者不足が原因で整備が行き届かない山々。山肌の荒れが海中に影響を及ぼし、「海やけ」という現象が問題になっている。水産、林業、農業が一体となり、連携した事業の展開を期待する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	被害牛舎を持つ農家に対し、十里平での営農の呼びかけをしてほしい。やがては宮城牛ブランド地域になりえる。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	1次産業が復興の鍵。TPPIについて十分な議論ができない今、参加を見送るべきと国に申し入れるべき。	TPP(環太平洋経済連携協定)への参加については、国民の理解と合意が得られるまで十分な時間をかけて慎重に検討するよう、国に要望しております。
④農業・林業・水産業	宮城県は「食材王国」をコンセプトにしているので、それに応じた都市インフラにすれば良いと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	スーパー・外食産業での地元食品取扱いの強化(できれば義務化)をすべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	製造業の再生において、製造業中分類別従業者数において最大のウェートを占める食品製造業への言及がない。漁業や農業の復興と相互に連携して食品製造業の展開を図ることを産業再生の重要な柱として位置づけることが大切だと思う。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 47「分野別の復興の方向性」(4)農業・林業・水産業④一次産業を牽引する食産業の振興 1食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援
④農業・林業・水産業	震災を機に、これまでの伝統や歴史を大切にしつつも、大きくその姿を変えることが求められている。すなわち、三ちゃん農業や閉鎖的な漁業協同組合等の組織を超えて、多くの若者たちが、明日への希望と誇り、勇気を持ってチャレンジできる環境作りが必要だと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
④農業・林業・水産業	農林水産業では、安心して食べられる食料の生産を今までどおりのやり方で続けてもらえるようにしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	電気、ガス、上下水道、ネットケーブルなどの主要なライフラインを頑丈な太いパイプに集約し地下に埋め込んでほしい。(関連意見 1件)	P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」の具体的な取組○まちづくりプロセスの確立に電柱の地中化を記載しましたが、なお、御意見については、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	安全だけでなく、自然景観にも十分に配慮する必要がある。無機質な防潮堤なども全体を緑化することで可能な限り自然景観を保全できる。(関連意見 2件)	景観形成は重要であると認識しており、公共土木施設の復旧や整備にあたっては、十分配慮しながら取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	P. 49気仙沼港、御崎港、雄勝港、女川港、金華山港、表浜港、萩浜港の役目を見直し、漁業や離島航路などの機能に特化させて、それ以外は廃港すると明記すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	町内会で管理している私道扱いの道路についても大きな被害を受けたが、その復旧に関する費用の負担も自力では困難と考えている。同じ災害復旧として扱ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑤公共土木施設	震災後の街づくりの案に、自転車道等、自転車にも配慮した街づくりも取り込んでほしい。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 51「分野別の復興の方向性(5)公共土木施設」①道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進 2国道、県道の整備及び市町村道整備の支援 3行目「安全な道路利用が図られるよう交通安全施設等の整備や災害防除対策を着実に進めます。」 ※交通安全施設等整備事業は自転車・歩行者道を整備する事業になります。
⑤公共土木施設	輸送手段の大動脈である鉄道の高架橋や全区画複線化をすることで、復旧までのスピードが早まると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	④緊急重点事項の(2)ライフラインの早期復旧については大賛成である。常磐線は特急の走る準幹線で、早期に復旧すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	⑤復興のポイントの「命の道」には道路を述べているが、鉄道も県北、県南を分けて明記すべき。	鉄道の復旧については、地域の実情に応じて高盛土構造や高台移転等による整備が基本になると考えております。その復旧に当たっては、今後の各市町における新しいまちづくりとの整合性を図りながら関係機関で検討していきます。
⑤公共土木施設	復興のためには、インフラとして交通・物流ネットワークの強化・拡充は不可欠であり、中でも貨物鉄道の物流基盤としての整備・強化の計画への追記をお願いしたい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 34「分野別の復興の方向性」(3)経済・商工・観光・雇用①ものづくり産業の復興 5更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進 1行目「鉄道などの物流インフラの早期復旧」
⑤公共土木施設	山間と海岸線が近い地域を走る鉄道や道路は、今回のような津波被害の他に山崩れによる土石流などの災害にも厳重な注意が必要。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 54「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設②海岸、河川などの県土保全 3土砂災害対策の推進
⑤公共土木施設	がけ崩れ防止事業など被災地の安全確保は、公共工事として復旧を行うべき。新潟中越地震などの特例措置を適用するとともに、より一層の要件緩和・特例措置を行って被災者全員の救済を行うべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	海が見える高い自動車専用道路を作る。高い場所より海が見渡せる道路を作ることで、釣りやマリンスポーツや漁業船などを見ることができる。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	迅速な避難をするために、車道と歩道の段差をなくし、植林や花壇などで車道と歩道を区別するのがよい。車いすのことも考えると平面が好ましい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	交通インフラをかさ上げして防災機能を持たせる場合に重要なのは、かさ上げた交通インフラで既存のコミュニティが分断されることのないようにすること。慎重な設計が必要。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1.災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」具体的な取組〇まちづくり支援 3行目「コミュニティの維持、少子高齢化社会への対応等も考慮した新たな住まいづくりを提案します。」 P. 56「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設④沿岸市町をはじめとするまちの再構築 1行目「集団移転等に伴う住民の合意形成、さらには地域コミュニティの確保などに十分留意し……まちづくり事業に着手します。」
⑤公共土木施設	一般道、県道、造成宅地の被害を見ると、盛土や片切り方盛土の植生のり面において、頂端崩落・陥没・すべりが目立ったので、東西方向のり面ブロック積みの必要があると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	太平洋側と日本海側の横断道を充実させてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 51「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設①道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進 1高規格幹線道路等の整備 2行目「東西の連携軸を形成し県土の復興を支えるみやぎ県北高速幹線道路や石巻新庄道路などの地域高規格道路の整備を推進し、地域連携を強化します。」
⑤公共土木施設	救急救命活動や緊急物資輸送のために「命の道」を整備する案に賛成。可能であればこの「命の道」がループ状に整備され、複数のアクセスを可能となるようにしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	路面電車の敷設により街区と街区の往来を容易にして人の動きを作り出すべき。個人商店の存続を図り、地域コミュニティの活性化を図るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	津波がれきが陸地、湾内に散乱ないように、沿岸地域に防災溝を設置してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑤公共土木施設	第三の代替交通路として「貞山運河の浚渫・拡幅・護岸整備事業」を追加すべきと考える。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 53「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設②海岸、河川などの県土保全 10行目「壊滅的な被害を受けた貞山運河は・・・早期の復旧・復興を図ります。」
⑤公共土木施設	アジアの食料基地化に向けて、仙台空港と東部道路・関上港を一体化し、陸路、海路で輸出品を空港周辺に集約できる設備投資が必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	地域の住民の憩いの場となり、避難所にもなる公園を作ってほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	海岸沿いに公園を作るならお台場海浜公園より自然を活かした公園に。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	津波被害を考慮すれば、都市公園のような場所は、浸水区域内に再設置してはいけないと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	石巻市街地の復興には、命を守るためブルーゾーンには住まわせないことが必要。また、個々に土地を見つけるのは難しいので、集団移転することが必要。	安全な居住地等の確保のため、市町村の行う新しいまちづくりを支援し、地域の状況に応じた事業手法を選択していきます。
⑤公共土木施設	土地の価格は急騰し、どんどん土地は売れている。土地・住居を買う余裕がないため、故郷に帰りたくても、帰る場所がなくなってしまう。宅地造成などの形で、家を建てられる土地の確保を要望する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	復興予定地域については、行政がすべての土地の所有者から買い上げる必要があると思うが、そのために必要な法律、条例の制度化をまず行うべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」■検討すべき課題「新たな土地利用に伴う土地所有者の円滑な移転や移転跡地の取扱い」 P. 13「復興のポイント3先進的な農林業の構築」■具体的な取組○緑地・公園化等のバッファゾーン(緩衝地帯)の設定 1行目「地盤沈下などのため復旧が著しく困難である農地等については、国が土地を買い上げ、バッファゾーンとなる緑地・国営公園などとしての整備を促進します。」
⑤公共土木施設	現状のままの行政単位でまちづくりの復興を考えるのではなく、隣接する市町村との共存共栄の発想があっても良いと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	阪神淡路大震災における再開発では、商業の活気が失われたままのところもある。復興まちづくりにおいては、過剰な開発は避けなければならない。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	公営高齢者向けマンションを街中に建設してはどうか。移動手段が徒歩でも不自由でない範囲に公共施設や商店街を集約配置する。人を集めることにより地方商店街の復活も図れると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	建築制限区域では、リフォームはできるが、その後計画により移転ということになればその費用が無駄になる。早めに対応、方針を決めてほしい。	住民の合意形成やコミュニティの確保などに十分留意しながら、早期に方針を示せるよう、市町のまちづくりを支援します。
⑤公共土木施設	土地利用の規制緩和については、環境への負荷を減らし、また過剰投資を誘引しないように、環境や地域経済への影響、事業採算性について十分なアセスメントを行うとともに、他方で、環境への影響を緩和するミティゲーションの実施についても、同時に定めることが必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	高台移転の計画案もあるが、移転では無く災害に強い高層住宅を推進し海の利点を最大限に活かしながら災害への対策を強化してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	復興計画における「高台移転・職住分離」や「多重防御」等の対応が必要になるが、実施に関しては資金(予算)面のみならず各個人の職業上の理由等から「職住分離」は容易に実現できるものではない。住居をどこに構えるかについては、個人の考え方に帰着するが、やむを得ず津波の災害地域に居住する場合には、行政側でそのリスクを対象住民に明示し、併せて地震発生時の対応を提示する必要がある。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P.65「分野別の方向性」(7)防災・安全・按針②大津波等への備え 1行目「大規模地震の発生時に・・・市町村のハザードマップ作成を支援・・・抜本的な津波対策の推進を図ります。」
⑤公共土木施設	亘理町荒浜地区が将来にわたって生活を成り立たせていくためには、県の復興計画にある高台移転は、生活文化と切り離されてしまい不可能。また、多重防御も水辺の生活環境と切り離されてしまうので不可能。以上より、集落全体の盛土かさ上げによる土地区画整理が望ましいと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑤公共土木施設	集落機能維持を可能とする自主的集団移転への国・県の積極的対応を求める。また、高台移転にこだわらない国・県の柔軟な政策対応(被災家屋、地籍の震災時の評価等)をお願いしたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	高台移転に際しては、山を削ってでも用地を確保してほしい。	高台移転を実現するために、平地の少ない市町では、山を削って市街地を造ることも含めて、市町村とともにまちづくりの案を検討しています。
⑤公共土木施設	高台移転における土地の買収について県だけで負担するのは多大な負担になるので早急に国に求めた方がよいと思う。	防災集団移転事業などについて、更なる制度拡充や支援制度の創設について引き続き国に要望し、地方公共団体や被災者の負担軽減が図られるよう取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	高台移転を是非進めてほしい。(関連意見 2件)	—
⑤公共土木施設	「高台移転」「集団移転」については、住民の中での議論を重視して、コミュニティ自身の選択を優先することが必要。また、移転後の土地利用においては、命を守る手段を確保した上で、海との交流により生まれる地域の魅力を育むことができるように計画される必要がある。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1.災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」 ■具体的な取組 ○まちづくり支援 3行目「コミュニティの維持、少子高齢化社会への対応等について、新たな住まいづくりを提案します。」 P. 56「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 ④沿岸市町をはじめとするまちの再構築 1行目「集団移転等に伴う住民の合意形成、さらには地域コミュニティの確保などに十分留意し…まちづくり事業に着手します。」
⑤公共土木施設	「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」について、沿岸部(特に三陸地方)での高台移住一辺倒ではなく、沿岸部に複合ビルを並べて建設し、職住近接を進める案はどうか。	高台移転は、大津波から確実に人命を救うことができる手法であり、これを基本に、今後、沿岸まちづくりは地域の実情に応じて、多様な手法を組み合わせて行ってまいります。
⑤公共土木施設	「高台集団移転」の実現の鍵を握るのは、被災者の負担軽減・解消と二重ローン対策である。負担軽減のためには、被災宅地を被災前の価格で評価・買収することが不可欠であるとする。	被災者の住宅再建については、更なる制度拡充や支援制度の創設について引き続き国に要望し、被災者の負担軽減が図られるよう取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	沿岸地域の高台移転は相当時間がかかると想定されるので、まずは、沿岸部において、避難ビルをかねた市役所や病院、ホテルやマンションのような建物を自治体主導で進めると良いのではないかと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	石巻・雄勝線の真野峠を開発し、ニュータウンとし、雄勝地区住民の高台移転代替地としてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	これから選定される高台の住宅エリアでは、固有の地形や自然環境・包囲などの場所性に適した住環境が可能となるようにしてほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	高台移転については、県や市町村によりいくつかの候補地を迅速に鮮明化し仲立ちするべき。	具体的まちづくり計画は、各被災市町において作成を進めておりますので、集団移転の候補地などの詳細な内容について早期に示すことができるよう、計画策定支援に取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	高台移転、職住分離、多重防御とあるが、これまで住んでいた地域は今後住めるか、高台移転とはどのあたりのことを言っているのか、具体的に提案してほしい。	具体的まちづくり計画は、各被災市町において作成を進めておりますので、詳細な内容について早期に示すことができるよう、計画策定支援に取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	「職住分離」は、都市計画分野での経験や教訓には逆行する。住宅、商業、工場など、単一の機能に特化させると、魅力の乏しいまちになり、地域の空洞化と治安の悪化を招いてきた。「職住分離」を前面に掲げるのは誤りであり、撤回することを求める。	「職住分離」は、居住空間の安全を確保する観点から、非常に重要であると認識しており、地域住民の合意形成を図りながら、取り組んでいきたいと考えております。
⑤公共土木施設	復興のポイント3にあるような「ゾーニングのイメージング」の具体化に当たっては、常磐道を意識した復興計画を考慮して欲しい。特に県南部の亘理地区などでは居住区を高速道路の山側に定め職住を分離したゾーニングとしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	津波からの避難のため、寝食の場と仕事の場を分け、それから行政の拠点、教育施設などは安全地帯に置き、この2つの場を避難システムで結ぶ必要があると思う。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1.災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」 ■具体的な取組 ○高台移転、職住分離 1行目「住宅をはじめ、行政庁舎、学校、病院などの施設を高台に移転するとともに、水産業や観光業などが主要産業である沿岸部については、地域の状況に応じて職住分離を図り、居住空間の安全を確保します。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑤公共土木施設	仙台湾に面した仙台平野の復興に関し、防潮林、防潮堤、県道での多重防御をお願いしたい。また、仙台空港については、海岸側に堤防を作るか、離発着に支障があるなら、空港全体の地盤かさ上げを講じてほしい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」■具体的な取組 ○安全な避難場所と避難経路の確保 P. 70「7沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ」【仙台湾南部地区】5行目「復興まちづくりは～海岸堤防や防災緑地の整備と併せて、高盛土構造の道路・鉄道により多重的に防御」 P. 53「分野別復興の方向性」(5)公共土木施設 5仙台空港の復興 1行目「空港の早期復旧を促進するとともに、災害に強い空港として再生を目指し、国と連携して空港防御対策を進めます。」
⑤公共土木施設	県南部の多重防御のイメージには大賛成だが、道路・鉄道等をその防潮堤として整備する場合に、鉄道は災害から守るべき優先度を高くしてほしい。道路の代わりに道路はあるが、電車の代わりはない。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	復興のポイント1、多重防御について。交通基盤をもつての多重防御は沿岸部に高台の住居地域を多重に隔絶することも意味しており、災害発生時は避難・救助の妨げとなる可能性がある。	多重防御は、安全な避難場所と避難経路の確保を前提に行うこととしています。
⑤公共土木施設	「多重防御」について、海との交流を遮断するような高さの防潮堤の設置には、反対する声もあることから、津波の侵入を防ぐ高さの防潮堤を設置した上で、内陸側を防潮堤の高さまで盛り土し、その上に市街地を再建するの案だと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	港町石巻は港と人を切り離すことなく多重防御としてほしい。	まちづくりは、地域の実情に応じて、安全な居住エリアを創出しつつ、沿岸部のにぎわい空間や臨海工業地帯の復興など、地域の活力を取り戻し発展するよう計画していきます。
⑤公共土木施設	仙台港の津波防御対策は極めて重要。港に集積した企業、背後地の住宅や国道45号・産業道路の通過車両に対する津波防御には、抜本的かつ大規模な多重防御による港湾都市整備を図る必要がある。また、七北田川は、地盤沈下によって水面が高くなっており、堤防のかさ上げ整備が必要。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1.災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」 ■具体的な取組 ○多重防御による大津波対策 1行目「幹線道路や鉄道などの交通インフラを高盛土構造とし、…多重防御による大津波対策を推進します。」 P. 53「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設②海岸、河川などの県土保全 1海岸の整備 2行目「背後地で行われるまちづくりと連携し、海岸防災林との組み合わせなどにより堤防幅を大幅に拡張するなど、防災・減災機能の強化を検討しながら本格復旧を実施します。」 P. 53「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設②海岸、河川などの県土保全 2河川の整備 2行目「また、地盤沈下等の影響により…防災機能を強化した総合的な浸水対策を実施します。」
⑤公共土木施設	地盤沈下地区が広範囲に広がっているため、海上にはきちんとした堤防を作り、陸上は道路以外もかさ上げしてほしい。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 56「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 ④沿岸市町をはじめとするまちの再構築 4行目にも記載しておりますが、地盤沈下地区については、国、関係市町村と連携し、必要な対策に取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	地盤沈下によって満潮時に冠水する住宅地区の排水対策、浄水場の復旧は、衛生環境の維持にとって極めて優先度の高い課題。場合によっては、合併浄化槽や集落単位での浄水プラントの設置等も考慮する必要がある。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	大事なところはゾーン別に「がれき」「地盤沈下」など、今日の前の問題をどのような具体的な施工でいつまで完了させるかにかかっていると思う。	具体的な対応方策を検討し、工程を明示して取り組んでまいります。
⑤公共土木施設	地盤沈下の「埋め立て」「土盛り」をする場合は、「上下水道管」の状態を厳しく点検してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	地盤沈下のところは、早くかさ上げと上下水道などインフラを復活整備、街灯設置をしてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 5「緊急重点事項」(2)公共土木施設とライフラインの早期復旧
⑤公共土木施設	南三陸町の復興策として、海側に複合ビルを建築し、防潮堤の代わりとしてはどうか。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	仙台沿岸部の東部道路より海側の平野部では、高い場所がなく、津波から逃げ切れずに大勢の方が亡くなったが、沿岸部に堅牢な高層建築を配置すれば、沿岸で生活していても助かるのではないかと。(関連意見 1件)	大津波から確実に人命を救うためには、居住地も含めて「逃げる」ことを基本とした対策が必要であり、このことを基本に今後地域の実情に応じて、可能な限り生活者の安全が確保できる対策を講じてまいります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え
⑤公共土木施設	引き波対策として、海中ダムを三重から四重建てて、河川にもダムを付けるのが良いと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	引き潮の強力な破壊力で防潮堤が壊滅状態となったことから、港湾構造物の引き潮耐応力を考慮する必要があると思う。	記載箇所:P.50「分野別の方向性」(5)公共土木施設 11行目「施設復旧に当たっては、…工学的・技術的な検証を行い、…粘り強い県土構造となるよう整備を進めます。」
⑤公共土木施設	津波被害は、海底の地形によっても異なることから、海底部分の地形を事前に認識してから防潮堤などの設計をしないと、想定外の津波となって役立たないこともある。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	とにかく早く堤防を作ってほしい。また、沿岸部には、避難ビルを作ってほしい。(関連意見 3件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 5「緊急重点事項」(2)公共土木施設とライフラインの早期復旧 4行目「海岸保全施設の応急的な復旧と併せ、決壊した河川堤防等の応急的な復旧を早急に行う」 P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」 ■具体的な取組 ○安全な避難場所と避難経路の確保 1行目「津波避難ビル、避難タワーの建設…により、安全な避難場所と避難経路を確保します。」
⑤公共土木施設	松島湾と万石浦地区では、島や岬等があることから、軽微な津波被害となった。そこで沖合に人口島を建設し、津波を誘導させればよいと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	リアス式海岸や海岸線の長い地区など、地形にあった津波対策が必要。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 69「沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ」において、三陸地域、石巻・松島地域、仙台湾南部地域に3区分し、基本的な復興のイメージを示しています。
⑤公共土木施設	七北田川の堤防と一体で、蒲生の防波堤を整備するそうだが、堤防の内側にピオトープを整備してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	海岸線から1キロメートルのところに堤防を築き、津波や高潮の海水の流入を防ぐ遊水池の役割を果たす地帯にしてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	今回、津波が河川を遡上し、堤防が決壊したことにより周辺地域に水害をもたらしている。この教訓から河川の堤防の強化も検討すべき。同時に、川に沈没したドロの定期的な浚渫も災害防止には必要となる。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 53「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 ②海岸、河川などの県土保全 6行目「河口や河道を埋そくしている震災に由来する災害廃棄物や土砂を除去する」 15行目「河川においても、治水安全度のさらなる向上を図るための整備を促進します。」
⑤公共土木施設	防潮堤破壊の遠因として海浜の減退がある。従って頑丈な防潮堤を構築しても、長期的には堤底部から抉られ崩壊していくこととなる。排砂量増加対策が同時に求められている。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	防潮堤・防波堤の再構築、土砂崩れの防止等にワイヤーを活用した工法を取り入れてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	5メートルの防潮堤がこわれたので、10メートルにで済む話ではなく、既存の耐津波施設の性能を根本的に見直す必要がある。私は津波に対しては「受け耐える」より「受け流す」考えが重要と思っている。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 50「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 11行目「地震や津波による被災事象の工学的・技術的な検証を行い、被災後も一定の機能を維持するよう十分に配慮するなど、壊滅的なダメージを回避する粘り強い県土構造となるよう整備を進めます。」
⑤公共土木施設	沿岸部の建物については、鉄筋コンクリート系の材料・工法を採用してほしい。建物の調査に加え、津波被災状況も見て回ったが、重量のある建物は残っている。防波堤は津波を誘導する形状にしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	P. 51 海岸は、防潮林や太陽光発電などの副次的な空間とするべきで、単なる公共土木の復旧という発想は最小限にするべき。河川は、自然に戻すべきであり、コンクリートを使った事業をしないと明記すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑤公共土木施設	陸地を掘削して港を作り、掘削した土で防潮堤を築堤する。港の入り口を狭くし、奥を広くしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑤公共土木施設	防潮堤の他, 防潮林の整備をお願いしたい。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1」■具体的な取組 ○多重防御による大津波対策「防潮堤の背後に防災緑地・防災林を設けるなど」 P. 70「沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ」【仙台湾南部地区】5行目「復興まちづくりは～海岸堤防や防災緑地の整備と併せて, 高盛土構造の道路・鉄道により多重的に防御」 P. 53「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 ②海岸, 河川などの県土保全 3行目「堤防強化対策として, 背後地の防潮林等の整備」
⑤公共土木施設	全壊地区の建築制限区域の集団移転の候補場所を告知してほしい。	具体的なまちづくり計画は, 各被災市町において作成を進めておりますので, 集団移転の候補地などの詳細な内容について早期に示すことができるよう, 計画策定支援に取り組んでいきます。
⑤公共土木施設	耐震診断士が足りない状況なので, 耐震診断士の講習を行ってほしい。	本年度講習を予定していましたが, 国において耐震診断方法を改定中であることから, その動向を見据えて実施します。
⑤公共土木施設	今回の津波災害により甚大な被害を被ったが, 多くの記録が残され, 各地域の津波の高さ・速度等を解析するための資料となっている。これらを活用し地形との関係を正確に分析し, 得られた結果を基に構造物を再構築する際に反映させる必要があると思う。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 50「分野別の復興の方向性」(5)公共土木施設 11行目「地震や津波による被災現象の工学的・技術的な検証を行い, 被災後も一定の機能を維持するよう十分に配慮するなど, 壊滅的なダメージを回避する粘り強い県土構造となるよう整備を進めます。」
⑤公共土木施設	建設業は県内の雇用において大きなウェートを占めている。休業や失業中の被災者の緊急雇用において最も現実的な雇用先は建設業でもある。それにもかかわらず, 第2次案に建設業への言及がない。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 21「分野別の復興の方向性」13行目「復興事業の実施が県内経済の活性化につながるよう, 県内企業への発注や地元調達への拡充に努めます。」
⑥教育	学校教育に暴力の被害者にも加害者にもならない予防教育をカリキュラムとして盛り込むこと多様な人権の尊重を盛り込んでほしい。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	未来を担う人材の育成に関して, 防災教育では, 性別, 障害の有無, 国籍, 性的指向に関わらず, 人権が尊重されるよう教育してほしい。(関連意見 1件)	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	10ページ(7)1行目本県独自の「志教育」は子供より大人にこそ必要と考える。大人に対する「志教育」も計画に入れるべきである。	学校教育以外における「志教育」の推進については, 生涯教育の中で取り組んでいくほか, 家庭や地域の教育力の再構築を通して理解の促進に努めてまいります。
⑥教育	P56「志教育」の推進について。「今回の大震災は, 多くの児童生徒に自分のよって立つ生活基盤を改めて認識させることになった。児童生徒には, これまであって当たり前と考えていた, 上下水道・電気・食糧・そして家族や地域の人たちとのつながり, さらに福島原子力発電所の事故による汚染の広がりなどにより, これまでの生活スタイルそのものを見直す契機となりつつある。児童生徒の生きる力につながる, この認識・契機をより深める「学び」を大切にされた学校教育の充実を図る必要があります。」と修正してほしい。(関連意見 1件)	「志教育」は, 小中高等学校の全期間を通じて人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い, 集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら, 将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めるよう促す教育(P. 80)であることから, P. 59のような表記になっておりますので, 御理解願います。
⑥教育	57ページ 1 地域全体で子供を育てる体制整備について, 社会全体で支えていく仕組みづくりをするのであれば, 法令化, 義務化をしなければ実効性は保てないと思う。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	58ページ ③生涯学習・文化・スポーツ活動の充実について, 生涯学習・文化・スポーツ活動の必要性を再度検討し, 必要であれば今までの効果を測定した上で行うべきと考える。	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	災害対策を学ぶ専門学科または総合学科の選択科目を作ると良い。(例: 神戸の高校)	今後, 復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	教育の復興には, これまでの宮城県のための人材育成という枠を超えて, 世界に向かって大きく羽ばたく人間を育成するという視点を持つ必要があり, 計画案に書き込むべき。	御意見の主旨は, 下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 19「復興のポイント9未来を担う人材の育成」, ■ねらい 4行目「本県独自の「志教育」に「層」を取り組み, 我が国や郷土の発展を支える人づくりを推進します。」
⑥教育	両親や身内を亡くした被災児童のため, 義援金の一部を「基金」として, 奨学金制度を立ち上げても良いと思う。(関連意見 1件)	平成23年7月6日に, 「東日本大震災みやぎこども育英募金」の口座を開設し, 東日本大震災により親を失った子ども等が, 安定した生活を送り, 子どもたちの希望する進路選択を実現できるよう, 支援するための資金等に活用していく予定です。 なお, 復興計画では, 被災した子どもたちを支援する趣旨を追記します。
⑥教育	55ページ 2 被災児童生徒等の就学支援, 被災した児童生徒だけでなく, 交通遺児等他の経済的に困窮している児童生徒についても計画に入れてほしい。	宮城県震災復興計画はP. 1策定の趣旨にもあるとおり, 今後10年間の復興の道筋を示すものであるため, 交通遺児等他の経済的に困窮している児童生徒については, 本計画ではなく, 通常の事業の中で取り組んでおります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県 の考え方
⑥教育	教育の分野において、「経済的に就学困難な児童生徒等に対する奨学資金貸付の拡充等」があげられているが、親の死亡や失業などで収入の道が絶たれた生徒への経済的援助は貸付ではなく給付とすべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	小中高校の整備・改築など、安心して学べる環境と条件整備が急がれる。また、就学援助、奨学金、授業料免除など、学ぶ権利を保障する措置が求められる。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 57「分野別の復興の方向性」(6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保 1行目「震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐなど教育機会の確保に努めるとともに、経済的に就学困難な児童生徒等に対する奨学資金貸付の拡充等・・・安心して就学できる環境を整えます。」
⑥教育	通学困難者の交通手段の確保とともに、本格復旧までの間、集落単位あるいは半径2キロ圏内程度の集落群単位で臨時に分校を設置して、教育機会を保証してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	被災地の子どもへの手厚い教育のために一時的な教職員の加配も必要だが、教職員定数の増加や「30人学級」の高校までの実現など、国にその実施を強く迫っていくことが必要。	震災対応として、今年度国から定数の加配を受けましたが、被災した児童生徒に対して、手厚い指導・支援体制を構築するため、加配措置を中長期的に継続するよう国へ要望していきます。さらに小・中学校では、(仮称)東日本復興特区として、全学年35人学級編制を要望していきます。
⑥教育	P. 55教育相談充実事業、高等学校スクールカウンセラー活用事業、学校復興支援対策教員加配事業のいずれにおいても、子どもたちの快復力に注目した研修等の実施をされた上で、事業の実施を検討願いたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	学校や他の児童施設においても、給食・補食のいち早い復旧や充実に向けたさらなる努力をお願いしたい。	これまで給食再開に向け、給食施設設置者に対し食材物流支援、衛生指導、栄養確保の指導等を行ってきており、学校給食につきましては、35市町村中、32市町村で完全給食を提供しております。今後とも、完全給食実施に向けた支援を行ってまいります。また、保育所の給食については、すべての施設において提供することが可能となっております。今後とも、給食の充実に向け、市町村等と連携して取り組んでまいります。
⑥教育	P. 55 被災児童生徒等の就学支援においては、県として各種専門学校や特別支援学校等に通う児童など、すべての子どもの「教育を受ける権利」を守るため、環境整備に加え、アクセスの確保などを含めた包括的な支援を引き続き検討願いたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	緊急重点事項の3. (5)教育環境の確保について。どのように学校や社会教育・体育施設の早期復旧するのか明確ではないと思う。また、大震災により大きな被害を受けた学校施設の早期復旧を目指して、仮設校舎をどの学校にも建設できるように市町村教育委員会と調整することを計画に位置付けてほしい。	社会教育・社会体育施設の復旧については、応急復旧工事の実施などにより早期の利用再開に努めております。 「緊急重点事項(5)教育環境の確保」のうち「県立学校施設災害復旧事業」については、「6 分野別の復興の方向性 (6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保」の「1 学校施設の復旧・再建」としており、学校ごとの被災状況に応じ対応します。 なお、市町村立学校についての具体的な復旧計画は、仮設校舎の建設の必要性も含めて、設置者である市町村が作成することになります。
⑥教育	震災復興計画においては、仮設校舎建設による復旧についての記載はあるが、その後再生期における対応は明確ではない。震災を契機に統廃合が進むことを危惧している。市町村が学校建設を経済的理由で早期に断念することなく、住民の意思で存続・統廃合等が決定することができるよう、県として助言と国とタイアップした自治体への財政的援助を明確にしてほしい。	「仮設校舎等」については、「6 分野別の復興の方向性 (6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保 1 学校施設の復旧・再建」の中で「特に基大な被害を受けた学校施設」の対応方法の例として明示したものです。被災した市町村立学校施設の復旧計画については、学校の設置者である市町村が作成することになります。改築による復旧が必要になった場合には災害復旧事業による改築が認められます。こうした改築等を含めて、その災害復旧事業として必要な経費は国から一定の割合で財政援助があります。 県立高校については、地域の教育的ニーズを十分に踏まえ、従来同様、計画的に再編を進めていきます。
⑥教育	仮設校舎においてもシックハウス症候群をおこさない良質なものを作って欲しい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	幼稚園、保育所、小中学校および高等学校と特別支援学校のすべてで綿密な放射線量の測定を行ってマップを作成し、放射線量が高い場所をつきとめて表土を除去するなどの対策で年間の積算線量を1ミリシーベルト以下にすることを求める。また、18歳以下の高校生から乳幼児までのすべてについて、被ばく線量と健康の管理を行うことを求める。(関連意見 2件)	県内全域において、放射性物質の不安が拡大していることから、市町村の協力をいただき、学校、幼稚園、保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定を実施しております。その結果、いずれの施設も、国が新たに学校・保育所等において受ける線量の目安とした毎時1マイクロシーベルト未満となっております。また、健康調査について、原子力政策は国のエネルギー政策の一環であることから、P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応に「県民の健康調査・・・などについては、その実現に向け国に對し要望していきます。」と記載しているところです。 今後とも、関係機関と連携して、調査結果の公表など、保護者等の不安解消に向けた取組を進めてまいります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑥教育	学校施設はもとより、児童・生徒が利用する屋外施設内外での放射線量を系統的にモニタリングする体制を整えるとともに、適切な除染対策を直ちに行ってほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応 3行目「学校等も含めた全市町村での放射線測定など、…全庁的な原子力災害対応体制の再構築を図ります。」
⑥教育	放射能汚染について。学校、幼稚園、保育所等、子どもの安全確保のための緊急対策と必要な財政的措置をとるべき。	県では、市町村の協力をいただき、学校、幼稚園、保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定を実施しているほか、国に対して、特に放射線に対して影響の大きい子どもたちのための具体的な対応策の提示と、その財政支援措置等について、強く求めているところです。 なお、今後とも、関係機関と連携して、調査結果の公表など、保護者等の不安解消に向けた取組を進めてまいります。
⑥教育	子どもの内部被曝、外部被曝を少しでも減らしてほしい。県内全ての保育所、幼稚園、学校で出される給食等の放射性物質総量を出し、内部被曝量を毎日出してほしい。先生の他、子どもや保護者を対象とした放射能に関する研修・講習会を開いてほしい。	県では、市町村の協力をいただき、学校、幼稚園、保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定を実施しているほか、国に対して、特に放射線に対して影響の大きい子どもたちのための具体的な対応策の提示と、その財政支援措置等について、強く求めているところです。 また、給食に使用される食材を含む食品の放射能検査については、各都道府県が計画的に検査を実施しており、その検査で暫定規制値を超える食品が見つかった場合には、出荷制限等の措置がとられており、市場に流通している食品は安全と考えております。しかし、給食に使用される食材については、何よりも安全性が重視されるべきでありますことから、今後とも食材に関するモニタリング結果を注視しながら、安全の確保に努めてまいります。 なお、給食の食材に関する不安の声が高まっていることから、食材の安心安全な流通確保等について国に要望しているほか、保護者等の不安解消に向けた対応等について、市町村を通じて各保育所等にご配慮いただくようお願いするとともに、関係機関と連携して、調査結果の公表などの取組を進めてまいります。 さらに、御意見の研修・講習会については、教員等を対象とした研修会を既に実施しており、今後必要に応じて開催していくほか、県民を対象とした講演会等についても検討してまいります。
⑥教育	給食で使われる食材の産地はなるべく、原発から離れたところのものにしてほしい。また、水筒や弁当の持参を認めてほしい。保育所、幼稚園、学校の栄養士に放射性物質を減らす調理法の周知を徹底してほしい。	給食に使用される食材を含む食品の放射能検査については、各都道府県が計画的に検査を実施しており、その検査で暫定規制値を超える食品が見つかった場合には、出荷制限等の措置がとられており、市場に流通している食品は安全と考えております。しかし、給食に使用される食材については、何よりも安全性が重視されるべきでありますことから、今後とも食材に関するモニタリング結果を注視しながら、安全の確保に努めてまいります。 また、県では、食材の安心安全な流通確保等について国に要望しているほか、市町村を通じて保育所等にご配慮いただくようお願いするとともに、関係機関と連携して、調査結果の公表など、保護者等の不安解消に向けた取組を進めてまいります。 なお、教員等を対象とした研修会を既に実施しており、今後必要に応じて開催してまいります。
⑥教育	県内全ての保育所、幼稚園、学校の50cm、1mの空間線量を測定し、線量が高い時は外に出させない、窓を開けない等、被曝を抑えてほしい。多くの地点で測定を行い、線量が高い場所には近づけないような工夫をしてほしい。	県内全域において、放射性物質の不安が拡大していることから、市町村の協力をいただき、学校、幼稚園、保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定を実施しております。その結果、いずれの施設も、国が新たに学校・保育所等において受ける線量の目安とした毎時1マイクロシーベルト未満となっております。なお、御意見について、今後の取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	防災教育は、危機に直面したとき自分の判断で臨機応変に自分の身を守る柔軟性と直感力を日頃から養うことと考えており、このことは教師にこそ必要だと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	「未来を担う人材の育成」に関して。防災・志教育に加え生活力向上を進めてほしい。また、防災教育は県外、国外の人たちも対象とし、今回の経験を伝え、それを考え、活かしてもらおうとする国際防災教育の拠点整備をしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑥教育	社会教育団体やNPO等の市民団体が地域活動を再開・活性化していくことができるよう、財政や場所の提供等、あらゆる面で支援を行ってほしい。	社会教育団体やNPOの活動再開・活性化のため、相談対応を行っているところですが、御意見について、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	放射性物質による汚染について、国に対応を申し入れるとともに、系統的なモニタリングを実施し、その結果を速やかに公表することが大切と思う。	県では、国に対し、測定から除染までの一連の対応を実施すること、放射性物質による汚染に係るすべての追加的経費に係る国の負担について要望をしています。 また、モニタリングの種類や回数を増やすとともに、結果についてはホームページ等で迅速に公表しています。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑦防災・安全・安心	女川原子力発電所の安全対策について、県は、中立的立場の専門家による調査チームを組織し、被災の実態と安全評価を独自に実施して、今後の安全管理に生かすことが必要と思う。(関連意見 1件)	女川原子力発電所の安全対策については、今後、国による調査の結果や、東北電力による対応措置の状況などを踏まえながら、県として調査をしております。
⑦防災・安全・安心	60ページ ①防災機能の再構築 2段落 1行目、「女川原子力発電所周辺地域に対しては、応急的な監視・防災体制を早急に構築」があるが、福島原発等他の原発に対する体制も構築してほしい。	国が現在、今回の事故を踏まえて、原子力防災の指針を見直しておりますので、今後この内容を踏まえて検討してまいります。
⑦防災・安全・安心	原子力災害対応について、「復興のポイント」の一つとして最重要課題として位置づけてほしい。	原子力災害対応については、P. 8「緊急重点事項」(11)原子力災害等への対応として追加記載したほか、P. 63以降の「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心にも追加記載しました。
⑦防災・安全・安心	原子力防災対策について(18ページ、60ページ)。東電福島原発事故の経験から防災対策重点地域(EPZ)を少なくとも30キロ圏まで拡大するとともに、オフサイトセンターの壊滅、道路の寸断、港湾の破壊という今回の震災の状況下での放射線防護対策を作り、避難訓練を実施することが必要と考える。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	新たな放射線量測定施設の建設がままならない今、測定施設を持つ大学等への協力を更にお願ひし、作物測定網の充実を図ってほしい。	県としての放射線・放射能の測定体制を整備するとともに、整備されるまでの間は、国や東北大学の協力や民間への委託により放射性物質の測定を適切に実施してまいります。
⑦防災・安全・安心	震災復興計画を一読して感じる一番の問題点は、福島第一原発事故の収束と宮城県の放射能汚染に関する危機感が欠けていること。放射能の除染対策に取り組むことを明記して、抜本的な見直しをしてほしい。(関連意見 1件)	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 19行目「放射性物質の除染及び処分、…については、その実現に向け国に対し要望していきます。」
⑦防災・安全・安心	原発問題について、計画にも記載されているが、県の姿勢が不明確で不十分である。県民の安全の最優先課題として、女川原子力発電所の再開中止、将来廃炉の方針を明確に打ち出すべき。(関連意見 2件)	女川原子力発電所の廃止・再開については、国民的議論を踏まえた日本国としてのエネルギー政策及び、女川原子力発電所の安全性の十分な確認の上での判断となりますので御理解願います。
⑦防災・安全・安心	福島原発の電源喪失を目の当たりにして、これからの新しい設備やシステムについては、モーターとか電気を使わないで、自然の摂理を利用(例:重力、気温差等)して、万一の場合でも本来の機能が損なわれない工夫をお願いする。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	女川原発の緊急避難対応訓練は、立地している女川町に範囲を限定せず、県内全域を対象とした広域的なものとする必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	県内に女川原子力発電所があることを踏まえ、年齢にふさわしい教育の実施など、子どもたちが原子力発電や安全基準に関する正しい知識を得て、自身の健康を考える機会の提供を検討願いたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	女川原発の対応の一助として、風下地域に居住する全住民用に安定剤とブルシアンブルーの配布を配布する必要がある。あわせて石巻日赤病院も女川原発から20キロ圏内にあり、代替施設を含めて、何らかの対策が必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	仙台市近郊の被災地区にもメモリアルパークを整備してはどうか。アクセスも整備されているので、多くの方が慰霊に参加できると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	大震災慰霊祭の開催や復興祈念公園(復興祈念館や慰霊碑、鎮魂塔を建立)を整備すべき。(関連意見 3件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 18「復興のポイント8.災害に強い県土・国土づくりの推進」 ■具体的な取組 ○(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備
⑦防災・安全・安心	62ページ 6 教育施設における地域防災拠点機能の強化において、「公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能を高め」としているが、今回の震災に当たっては教員がマンパワーになったが、子どものことを考えると、早期に行政の職員に防災拠点のマンパワーを交代すべきである。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	通信中継基地の損傷や停電でも利用可能な「衛星通信携帯電話の設置」をお願いしたい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 3行目「災害時における連絡通信を確保するため、衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークを構築します。」
⑦防災・安全・安心	全国に先駆けて携帯端末ワンセグ等を使った新しい防災連絡体制の構築(民間企業との連携)をすべき。(関連意見 2件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	災害時防災無線が耳に入らなかった地域があり、防災無線の強化を進めるべき。(関連意見 3件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑦防災・安全・安心	自主防災体制や行政の津波警報など、この度の震災の教訓から、警報避難体制など抜本見直しが求められている。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 66「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ②大津波等への備え 9行目「総合的な津波対策がとれるよう情報伝達システム等の整備を進めるとともに、…津波避難対策の推進に努めます。」 P. 67③自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 3行目「自主防災組織の活動が重要となることから、…組織づくりやリーダーの育成を推進するなど、活動の充実に向けた支援を行います。」
⑦防災・安全・安心	全体を通じて、情報通信の記載が少ない。もっとICTを活用し、最近のクラウドコンピューティングの導入にも言及すべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 64「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 12行目「自治体クラウドの導入を推進します。」
⑦防災・安全・安心	県民間のデジタルデバイドの解消に民間団体との連携で取り組むべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	地域に密着したCATV網を活用した有線と「Wi-Fi」(無線)ネットワークを活用した災害に強い情報網の構築をしてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	63ページ 1 地域防災リーダー等の養成について。組織づくりやリーダーの育成に当たっては、ボランティアのみを頼りにせず、行政もお金を出してほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 67「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ③自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 1地域防災リーダーの養成等 2行目「地域防災リーダーの養成等を行います。」【主な事業】「地域防災力向上事業」
⑦防災・安全・安心	避難所等における危機管理のリーダーの育成を日常的に行われなければならない。そのためには、自衛隊などの訓練を受けることも考慮しなければならないと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	自治組織などの既存の地元組織を強くすることを復興政策の一つにしてほしい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 66「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ③自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 2行目「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと自治会や町内会など地域住民等で組織される自主防災組織の活動が重要となることから、…活動の充実に向けた支援を行います。」
⑦防災・安全・安心	避難所において、10世帯前後の避難者で小さな自治会を組織させて情報共有や健康管理を行ってはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	避難所本部の組織化を行い、避難者リストの作成、スタッフ等の仕事分担、情報共有、支援物資の管理、避難所日誌の作成等を行うべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	東日本大震災だけではなく、今後の様々な災害にも対応する、災害対策・復旧隊の創設をしてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	仙台平野への津波に対し、沿岸にいた人々は避難する場所が少ないことから、緊急避難用の施設等を作って欲しい。(関連意見 4件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」具体的な取組 ○安全な避難場所と避難経路の確保 1行目「津波避難ビル、避難タワーの建設…により、安全な避難場所と避難経路を確保します。」
⑦防災・安全・安心	津波の際は、安全な所に早く逃げなければならないので、避難路が整備されている必要がある。また、防災意識としてまず「自分の命は自分で守ることができる」ようにすることが大事だと思う。(関連意見 2件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 65「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ②大津波等への備え 2行目「迅速かつ適切な避難行動がとれるよう防災教育を推進するほか、…県民の防災意識の醸成を図ります。」
⑦防災・安全・安心	しばらくはむやみにインフラ整備するよりも、減災を中心として整備してほしい。例えば、高台へとスムーズに動ける避難経路を確保してほしい。(関連意見 5件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1」具体的な取組 ○安全な避難場所と避難経路の確保 1行目「安全な避難場所と避難経路を確保します。」

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の方
⑦防災・安全・安心	「高所に逃げる」は津波の規模、スピードにもよるが、現実的には社会的弱者に対しては非情な対策ではないか。「逃げられない人」への対応・防御策の再考が必要ではないか。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 11「復興のポイント1」具体的な取組 ○高台移転、職住分離 1行目「住宅をはじめ、行政庁舎、学校、病院などの施設を高台に移転するとともに、…居住空間の安全を確保します。 ○多重防御による大津波対策 2行目「多重防御による大津波対策を推進します。」
⑦防災・安全・安心	人命を守り避難時間を稼ぐという「遅災」という考え方もあると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	沿岸区の避難経路(道路のキャパ)の拡大か若しくは沿岸部の居住制限をすべき。	避難道路の整備や沿岸部における居住制限の必要性については、沿岸市町のまちづくり計画策定と併せて検討していきます。
⑦防災・安全・安心	避難施設の孤立状態を解消するため、まちづくりにペDESTリアンデッキを設けてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	海岸沿いに高架の道路を作り、その道路を高台への避難路になるように配置してはどうか。沿岸部の人たちはこの高架道路を使って避難する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	コンビニや生協、スーパーの駐車場や駅舎などを被災者(帰宅困難者)の一時避難先として使うようにしてはどうか。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	駅も線路も移転をせずに現在の場所でより頑丈な駅舎を作り、停電になってもエレベーターが作動するようにソーラー発電装置をつけ地域住民の避難場所として機能する駅舎を作るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	今回、避難所が足りない、又は分からないことから、多くの人が自宅に居たので対策が必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	あらゆる大自然の猛威に対する対策は必要であり、高台に住宅地が移築されたとしても、一般住宅よりも頑丈で高い位置に避難所を整備する必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	避難場所は学校にすべきでなく、別の建物が必要である。避難所は、備蓄品や飲料水のある一時生活のできる場所だと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	地域の学校など公共性の高い施設は避難所としても活用できるように、耐震施工を徹底し自家発電装置を設置したり非常食や飲料水、寝袋や毛布などを一定量以上、備蓄するようにしてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	公的施設の非常時のための連絡網、燃料、移動手段の常時確保をすべき。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 64「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心 ①防災機能の再構築 2防災体制の再整備等 2行目「大規模災害に備えた…食糧の備蓄等を進めます」
⑦防災・安全・安心	61ページ 2 防災体制の再整備等 2行目、「大規模災害に備えた資機材・食糧の備蓄」とあるが、備蓄にあたっては、発生する災害を想定し数か所に分散して備蓄するような計画をたててほしい。(関連意見1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	公共施設の立地と避難方法の検討をすべき。避難方法は「地震の揺れが収まったら屋上に避難する。」へ変更したほうがよい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	沿岸地区に避難ビルを作る構想があれば、国の出先機関(保安庁、入管、税関等)と港湾管理者の県、また民間業者も事務所を借りたり、共有の会議室や避難所になるようなものがよい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	応急仮設住宅・避難所の現場では、内閣府の依頼を受けた企業の情報収集も一部行われている。更に今後も復興庁、復興構想会議、自治体の復興構想員等の依頼での情報収集が行われると聞いている。いずれかの時期に、情報収集作業を管理し一本化しないと、情報の共有化に支障をきたす恐れがある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	「自分の命を守る」を第一に、次に立て直しを図るための財産の確保を考える必要がある。そこで、基礎より下に地下ピットを作ることに補助を出して、財産や大切な物、食料などの非常用の備えをそれぞれの家に設けることを推進してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県 の考え方
⑦防災・安全・安心	津波に強く放射能汚染にも耐えられるシェルターの導入の検討が必要である。例えば家庭用防災シェルターや、沿岸トンネル等のシェルター化など。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	防災情報は多言語対応にしてほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	東松島市の航空自衛隊松島基地の施設に民間チャーター機が離着陸できるようにしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	東松島市の航空自衛隊松島基地より救難ヘリコプター部隊を沿岸部より遠ざけるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	様々な行政から職員派遣の支援をもらっているが、姉妹都市、友好都市交流を結んでいる行政への職員派遣のシステムの構築も必要だと思ふ。	現在、本県では、各都道府県などから職員を派遣していただき、共に復興に向けて取り組んでおります。御意見については、今後、大規模災害時の職員派遣の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	61ページ 1 被災市町村における行政機能回復 1行目、行政機能の回復の為、職員派遣ということであるがその配置にあたって、県と市町町の意味疎通を図るようにしてほしい。	引き続き、被災市町村の意向を踏まえながら適切に対応してまいります。
⑦防災・安全・安心	防災設備に通訳(手話通訳を含む)、保育士、助産師などを配置してほしい。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	高度な波浪計等、津波の発生検出の充実を図ってほしい。(関連意見 2件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	地域の小学校・中学校を防災拠点にすべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 65「分野別の復興の方向性(7)防災・安全・安心」 ①防災機能の再構築 5教育施設における地域防災拠点機能の強化 2行目「公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能を高めていきます。」
⑦防災・安全・安心	巨大都市の災害予防として首都機能移転等を記述すべき。	御意見の点と関連して、P. 18「復興のポイント8」の具体的な取組に東北地方への危機管理代替機能の整備を記載しております。
⑦防災・安全・安心	津波ハザードマップ活用の啓蒙をお願いしたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	少なくとも防災訓練は年間に2回ほど実施する必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	各家庭に小容量の蓄電設備(無停電電源のような物)の設置を奨励することで、停電時でも最低限の電力を確保できるようにしてほしい。(可能なら自家発電設備も併せて)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	包括的協定を拡充し、コンビニにおいて、地域の災害時の拠点としての電子行政窓口を設置してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	今回の災害人命救助・初期被災状況偵察・物資輸送における教訓は、ヘリ等の航空機の代替えの発着場がないこと。そこで、高速道路の利用またはそれに併設した滑走路が必要となると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	公共施設を耐震化、高層化するなど、防災機能を強化すべき。また、自然エネルギーを取り入れ、省エネ施設とすべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	防災教育は大変重要であるが、現に防災を主導するのは大人である。従来から防災教育を行ってほしいと思うが、より実践的な防災教育を実施するよう計画に盛り込んでほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	子どもの視点からも防災の見直しを行った上で、防災教育の推進をお願いしたい。また震災記録の作成と防災意識の醸成を行う際には、子どもとともに実施してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑦防災・安全・安心	防災・減災の教育的努力は、学校現場にとどまることなく、地域全体を巻き込んだ取組である必要があるため、子どもたちを介して地域社会とともにある防災教育の推進をお願いしたい。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 66「分野別の復興の方向性(7)防災・安全・安心」 ②大津波等への備え 2震災記録の作成と防災意識の醸成 3行目「防災に対する県民の意識の醸成を図るために、防災教育や意識啓発活動を推進します。」 P. 65①防災機能の再構築 5教育施設における地域防災拠点機能の強化 2行目「市町村や地域コミュニティ、関係機関と連携して公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能を高めていきます。」
⑦防災・安全・安心	街灯や道路の信号機などを全てLED電球に交換し、併せてソーラーパネルと蓄電池を装備させることにより、停電時でも暗闇にならないようにしてはどうか。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	津波浸水地域では、被災した建物での盗難被害が続出している。犯人検挙に全力にあげることは当然として、金融機関と協議して、盗まれた預金通帳やカードによる金融資産への被害を防ぐ手段を講じてほしい。また、義援金詐欺等、震災復旧に乗じた卑劣な犯罪の防止に万全を期してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	仮設住宅における安全・安心のため、仮設自治会や集会施設の運営において、子どもをもつ母親や若い少年・少女の声を直接聞く場を設け、街灯や夜間照明の工夫、防災ブザー携帯の推進、防犯啓発、相談窓口情報(警察や女性センター等)の提供等が行われるよう明記してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	東北各県の特徴を活かしつつ、東北六県のバランスの舵取りを東北の知事会議で行い、後の東北州の準備をしていく必要があるのではないか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	被災の状況を詳細に調査し、その実態を正確に把握すること。その一環として被害と復興の状況に関する情報を性別で収集し、ジェンダー別統計として示すこと。性別による男女の被災状況の共通点、相違点の要因を分析すること。これらの分析に基づいて復興支援や防災計画を策定、実施し、(被災前よりも)災害に強い社会を築くこと。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑦防災・安全・安心	活断層のある地帯は、地震の被害がまったく異なる。千年や万年の長期的な視点から断層の調査をしなければならないと思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	宮城県が、この大震災から復旧、復興を遂げ、新たな宮城県を再構築するには、女性の力を引きだし活用することが欠かせないとする。各分野の計画実施に当たっても女性を男性と同等に参画させることを望む。(関連意見 4件)	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 2「基本理念」 7行目「復興の推進に当たっては、…男女共同参画の観点から、女性の参画を促進します。」
⑧計画全般	基本理念に男女共同参画の支援、子ども支援の視点を盛り込んでほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 2基本理念7行目「復興の推進に当たっては、…男女共同参画の観点から、女性の参画を促進します。」 P. 29②未来を担う子どもたちへの支援13行目「さらに、全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ、健やかに成長していくことができるよう、子どもにとっての幸せを最優先とし、各種の取組を推進していきます。」
⑧計画全般	「復興のポイント」の多くは最も意見や議論の多い部分であり、歴史と文化に関わる部分である。そのため、簡単に結論を出せる問題ではなく、画一化できない内容であることから、慎重に丁寧に議論すべき。	復興を進めていくに当たっては、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行う必要があると考えています。そのため復興計画実現のためのポイントとして10項目を掲げていますが、その実現には、慎重に議論を重ね、制度上の課題や財源等、様々な課題を解決する必要があることから、各ポイントには検討すべき課題も掲載しています。
⑧計画全般	復興のポイントとしては、復旧の範囲を超えた未来構想が必要と思われる。単なる復旧項目の列記ではなく、それらを包含する復興理念を強くアピールする必要がある。	復興を進めていくに当たっては、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れ、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行う必要があります。本計画は、本県の復興を実現するために必要と考える「提案型」の施策を「復興のポイント」として具体的にお示ししています。
⑧計画全般	「復興のポイント」のタイトルについて、「宮城」、「みやぎ」を使わない方がよいと思う。統一感がなく、宮城県よりもっと地域(市町村単位)できめ細かな対応をする必要があるため。	宮城県震災復興計画は本県の復興の道筋を示すものであることから、「宮城」又は「みやぎ」をタイトルに使用しています。なお、ポイントに掲げた施策の目的等に応じて「宮城」と「みやぎ」を使い分けております。今後、住民に身近な市町村でより地域の実態に則した計画が策定されていくこととなりますが、本計画は、市町村復興計画の指針としての役割も担っているものと考えております。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑧計画全般	「復興のポイント」(8)の「今回の震災により、被災地だけでなく、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになりました。」の行について。日本の社会が「一極集中型」であることが災害を甚大にした要因の一つであるとは現段階では断言できない。「このため」以降の方針に関しては必要な施策と考えるもの、その根拠を「一極集中」の弊害に求めているのか甚だ疑問である。	日本の社会が一極集中型であることが災害を甚大にした要因であると断言しているのではなく、今回の震災により、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになったことから、多重型交通ネットワークの構築や、国の危機管理代替機能の整備について提言することを記載したものです。
⑧計画全般	基本理念1について。重要なのはまちづくりの具体的中身。「まちづくり」の成功・不成功の評価は、コミュニティとくらし・なりわいの仕組みが保全されたかどうかが試金石になると思う。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 1「基本理念」9行目「持続的な地域コミュニティの構築を図りながら、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。」
⑧計画全般	基本理念2について。被災者が主体になり得るためには、被災者が日々の生活を不安なく営むことのできる状態に復帰して、自己決定、自己選択ができる条件をまず保証しなければならない。	被災者の方々の生活は、未だ不安定なものであることから、県では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むこととしております。その上で、県民一人ひとりが復興への役割を自覚し、主体的に取り組む必要があることと、国・県・市町村・団体等が総力を結集し、一丸となって復興に取り組んでいくことを基本理念2に明記したものです。
⑧計画全般	基本理念4については当然のことだが、問題は、どのように具体化するかだと思う。	現在の最優先課題は震災からの一日も早い復興ですが、他にも私たちの周りには、人口の減少や少子高齢化といった様々な課題が山積しています。本県では、「復旧」にとどまることなく、こうした諸課題も解決する、先進的な地域づくりを目指していくことを、基本理念4で明確にしたものです。なお、復興のポイント及び分野別の復興の方向性に具体的な取り組みについて記載しています。
⑧計画全般	基本理念5について。「新たな制度設計や思い切った手法」は被災者救済のためにいま直ちに必要。被災者にとって最も大切なのは10年後ではなく、今日の、そして明日の糧である。	被災者の方々の生活は、未だ不安定なものであることから、県では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むこととしております。計画では全県的に緊急対応が必要な11項目を緊急重点事項として、国と連携し市町村とともに重点的に取り組んでまいります。
⑧計画全般	基本理念は、被災地、被災者を主体にした復旧に最大限の支援の力を集中することを柱とすべきである。	P. 1「基本理念」7行目にも記載していますが、県民の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、生業の確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組む、県民生活を一日でも早く回復させる必要があります。その上で、宮城県の復興には、「復旧」だけでなく抜本的な「再構築」が必要となるとの考えから、基本理念を設定しています。
⑧計画全般	基本理念1について、今回の福島原発の事故から「原発」と「安心して暮らせるまち」が両立しないと思う。県内の女川原発についても基本理念の中に、明記するほど重要な事項だと思う。	基本理念1「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」には、原子力発電所の安全対策も含まれるほか、P. 63「分野別の復興の方向性」(7)防災・安全・安心①防災機能の再構築 9行目に記載のとおり、女川原子力発電所について、監視・防災体制を早急に構築し、災害に強い放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の再建整備を図ることとしています。
⑧計画全般	「基本理念」について。「復旧」にとどまらない「再構築」と称して、「富県政策」はじめ、従来の政策だけでなく、「特区」「集約」「輸出に強い産業育成」などと、県民が必ずしも望まない政策を基本に据えていることは、真摯に過去を反省し、県民総力で復興するという姿勢が無いと感じる。	本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害が生じており、原形復旧による復興は極めて困難な状態となっています。そのため、被災者、被災地の支援と復旧に取り組むとともに、「復旧」にとどまることなく、これからの県民生活のあり方を見据え、産業のあり方や施設整備などを抜本的に「再構築」し、県民総力を挙げて県勢を発展させてまいります。
⑧計画全般	「基本理念」について。“現代社会の課題の解決”という問題意識を設定し、ここに触れている「人口減少」「少子高齢化」…と列記しているが、従来の県政のあり方への深い洞察はなく、いかにも自然現象であるかの捉え方にしか受け取れない。その深い考察なくして、流行言葉を並べても、県民の真の結集は期待できない。	基本理念に掲げているとおり、県では、人口減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域社会づくりを目指すこととしております。そのためには、御意見のとおり、従来の施策の手法などを考察・評価しながら進めていく必要があると考えております。
⑧計画全般	「基本理念」について。被災者の多くは、復興の前に、現在の生活一住宅、就業、通学などの保障と展望を求めている。それなくしては、新しく町が出来ても、住む人がいないという悲劇的な事になりかねない。「復旧」にとどまらない「再構築」との提起で、既に「復旧」の課題を無きものにしようとする意図すら感じる。	被災者の方々の生活は、未だ不安定なものであることから、県では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むこととしております。なお、御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 11「復興のポイント」1災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」具体的な取組 ○まちづくり支援 3行目「人口流出の防止…も考慮した新しい住まいづくりを提案します。」
⑧計画全般	「基本理念」の「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」について。地域経済や市民生活に打撃を受けた現状においては、問題点を認識しないまま「抜本的な再構築」ありきの議論や計画の推進は危険である。震災前での市民生活を含む経済活動でどのような不都合や問題があり、どのような分野で「抜本的な再構築」を行なう必要があるかの検証を速やかに行なうべきである。	本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害が生じていることから、原形復旧による復興は極めて困難な状態となっています。基本理念3には、「復旧」にとどまることなく、これからの県民生活のあり方を見据え、産業のあり方や施設整備などを抜本的に「再構築」して、県勢を発展させていくこととしております。計画を進めていく上で、御意見のような問題点の認識や検証は必要であると考えております。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県のお考え方
⑧計画全般	基本理念として挙げられているものについて、それらは「目標」であって皆がよりどころとする「理念」としては弱いと感じた。何を指し、またどのような地域を創っていくのか、どのような人材を育てていくのか、という具体的な部分をもっと明確に提示するべきである。	基本理念は、本県の震災からの復興に向けた方向性について、根本となる考えをお示したものです。具体的な復興の施策・取組については、「分野別の復興の方向性」に記載しております。
⑧計画全般	基本理念の前文2段落目の「生業の確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組む」を「被災者の方々の人間としての復興を第一に、生活・営業・雇用を最優先に取り組む」と修正し、3、4段落は削除してほしい。	基本理念は、本県が復興を進めていく上で基本となる考え方を示したものです。2段落目については、御意見の趣旨も踏まえた記載としておりますので、御理解願います。
⑧計画全般	基本理念1「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」は「安心して暮らせるまちづくり」とし、放射能汚染について触れてほしい。	基本理念1の「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」には、放射能汚染対策も含まれています。なお、P. 8の緊急重点事項に(1)原子力災害等への対応を追加したほか、分野別の復興の方向性にも記載を追加しました。
⑧計画全般	基本理念2「県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興」を「被災者一人ひとりの人間らしい復興を図るため総力を結集」に修正し、県が先頭に立って復興を進めてほしい。	様々な民間活動が復興への原動力になるとの考えから、復興の主体はあくまでも県民一人ひとりとしたところから、被災者一人ひとりの生活等に配慮しながら復興を進めてまいります。
⑧計画全般	基本理念5に関して、具体的なモデルは上から示すものではなく、地域モデルの積み上げで示すものではないか。	本県を襲った未曾有の大災害から復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠であることから、本計画は「提案型」というスタイルをとっております。なお、提案の実現においては、様々な課題があることを十分認識しておりますが、現時点で必要と考えられる取組について、踏み込んだ提言を行っております。
⑧計画全般	基本的な考え方「計画期間」について。計画期間が10年間となっているが、長すぎるので可能な限り短くしてほしい。(8年間位が妥当)(関連意見 1件)	震災の規模が大きく、県内全域に甚大な被害が発生していることから、本県が復興を達成するまでに要する期間を概ね10年間と設定しております。なお、特に「復旧期」の3年間は、被災者支援を中心に、生活基盤や公共施設の復旧に注力してまいります。
⑧計画全般	「基本的な考え方」について。復旧、再生、発展と期間設定しているが、定義があいまいであり、恣意的な区分と期間設定は混乱のもとになると思う。	計画期間については、復興が進むにつれ、支援の対象や取組内容などが変化していくと考えられることから、復興を達成するまでの全体10年間で、「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3つのステージに区分しております。各段階におけるそれぞれの取組は、必ずしも設定した期間中に施策効果を現すとは限りませんが、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶ「復興の種」をまきながら、各段階を踏まえて効果的な施策展開を図っていくこととしています。
⑧計画全般	計画期間中、最も大切なのは「復旧期」である。復旧期のポイントは人間らしい暮らしを営むことのできる住まいの保証と、雇用、なりわいの再開である。それを明確に意識して計画期間を定めなければならない。	人間らしい暮らしを営むことのできる住まいの保証と、雇用、なりわいの再開については、「復旧期」における重要な施策であると認識しております。被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる期間として「復旧期」を位置づけています。
⑧計画全般	「計画期間」について。「復旧～再生～発展」と復興までの各フェーズに分けることは妥当と思われるが、宮城県における県民の生活や産業・経済は継続的に営まれることを考えると、前述の各フェーズには載らない項目に関する記述が必要と思われる	復興のために必要な施策について行政分野別に記載しており、「分野別の復興の方向性」において、それぞれ「復旧期」「再生期」「発展期」の各段階に応じた取組を進めることとしております。
⑧計画全般	緊急重点項目こそ、復興計画の柱となるべき部分であり、これらの項目をいつまで、どのように実施するのか、具体化し、可視化するのが各論であるべき。	県が震災復興の計画期間中に取り組む施策について、P. 21以降の「分野別の復興の方向性」に記載していますが、その中でも特に緊急対応が必要な10項目を緊急重点事項として記載しています。
⑧計画全般	どこにも「住民の権利」、「被災者の権利」という言葉がないばかりか、その理念が全くないと言っても過言ではない。早急な生活再建が被災者の基本的権利であるとの見地が欠落している。また、住民の意思にもとづく復興という見地もない。住民の意思にもとづく、住民の権利行使としての震災からの復旧・復興を、基本理念に入れてほしい。(関連意見 1件)	被災者の方々の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むこと、県民生活を一日でも早く回復させる必要があると考えております。施策を展開していく際には、「住民の権利」や「被災者の権利」に十分配慮してまいります。
⑧計画全般	20ページ 復興のポイント10. 復興を支える財源・制度・組織の充実においては、県職員の人件費カットも入れて欲しい。	財源の集中については、P. 73「県の行財政運営の基本方針」(1)徹底した復興事業へのシフト・重点化の3行目「事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。」と記載していますが、県職員の人件費カットについては、今後の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	基本理念3について。いま喫緊の課題は、「再構築」ではなく「復旧」である。身銭を切って迅速に「復旧」することが復興への資源を早期に回復させ、県や地元自治体の財政負担を軽くすることにつながる。	被災者の方々の生活は、未だ不安定なものであることから、県では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むこととしております。P. 73の「県の行財政運営の基本方針」にも記載しているとおり、既存の事務事業を大胆に見直し、可能な限り財源を復興事業へと集中させることとしております。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑧計画全般	財源については、数十万人の被災者がこぞって国や自治体へ財源確保を要望している現在、増税だけが有効な手段であるように謳われているが、歳出の削減も重要である。官民一体となって「無駄な経費を削減する」という事をまず先にすべきである。(関連意見 1件)	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 73「県の行財政運営の基本方針」(1)徹底した復興事業へのシフト・重点化 2行目「事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。」
⑧計画全般	「策定の趣旨」について。「提案型」では、国に新たな国費投入を求めることになり、それは被災者を含め国民全体に新たな負担を求めることになる。まず、県自身が現在活用できる資源の範囲内において、どれだけの対応を行ったのか、その結果、どれだけの犠牲を払うことになったのかを示す必要がある。	復興を進め、さらに発展した宮城を「再構築」するためには、既存の制度の枠組みにとらわれない新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠であると考えていることから、本計画では「提案型」というスタイルをとり、復興のポイントや復興のイメージなどを示しています。なお、P. 73の「県の行財政運営の基本方針」にも記載しているとおり、本県復興のため、事務事業全体の大胆な見直しにより、可能な限り財源と人材を復興事業へと集中させることとしております。
⑧計画全般	復興のための増税には反対。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	現行事業の予算付けが憂慮される(遅延のおそれ)。	県政の停滞を招くことのないよう、県民に必要な不可欠なサービスの安定的供給と事業の着実な実施に配慮しながらも、事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。
⑧計画全般	ファンド、復興債などではなく、18歳以上の者に、所得と関係なく復興税として一律に徴収してはどうか。	P. 20「復興のポイント10復興を支える財源・制度・組織の構築」に記載していますが、復興には多額の経費を要することから、全国民が対象となる災害対策税の創設のほか、復興国債の活用、災害復興基金などの財源確保策も併せて国に求めています。
⑧計画全般	P20必要な財源の確保について。財源確保のために「災害対策税の創設」を国に求めているが、義援金や災害支援金で生活せざるを得ない被災者と被災地域にとっては過酷な税金であり、破壊された地域経済に大打撃を与えらると思う。震災復興財源に消費税をあてることなく、他の財源でまかなうよう国に要請してほしい。	復興には多額の経費を要することから、今回の震災を踏まえた新たな財源の確保が必要となります。県としましては、P. 20の○必要な財源の確保に記載しているとおり、災害対策税の創設のみならず、復興国債の活用、災害復興基金などの財源確保策を国に申し求めていることとしています。
⑧計画全般	財源が足りないと予算も作れないと思う。今すぐ災害復興税を作ってはどうか。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 20「復興のポイント10」具体的な取り組み○必要な財源の確保
⑧計画全般	期限付きの県独自の復興税を設けてはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	復興費用について財源、費用、事業効果を計画段階から明確にした方が良いと思う。	今回の震災は、多くの人命が失われるとともに、相当数の家屋、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関、ライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、未曾有の被害が生じており、未だ被害の全容が明らかにならない現時点において、全体費用についての明確な算出は困難な状況ですので、御理解願います。
⑧計画全般	基本的な考え方については、各期の概算事業費を示す必要があると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	1日も早い復興を願っているが、復興予算の担保がなければこの10年計画も、100年かかっても実現不可能だと思う。依って、別枠の復興予算、明確な予算処置の中で復興を加速させてほしい。	記載箇所:P. 73「県の行財政運営の基本方針」(1)徹底した復興事業へのシフト・重点化2行目「事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。」
⑧計画全般	策定の趣旨について。未曾有の大災害から県民と力を合わせて復旧を成し遂げていくために、宮城県独自の被災者支援(被災者に人間らしい暮らしを営むに足る住居と、毎日の命をつなぐ雇用や生業を保証すること)をこれまでとは違った新たな制度設計や思い切った手法で実施することが必要。	県としてもこれまでとは違った新しい制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが必要であると考えていることから、復興計画は「提案型」として策定しています。
⑧計画全般	策定の趣旨について、県民参加の仕組み、国と各都道府県との整合と役割を明確に記述する必要がある。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 1「基本理念」 11行目「復興の担い手は県民一人ひとりであり、それぞれが復興活動に取り組んでいかなければならないことはもちろんですが、国・県・市町村・・・など多様な活動主体が、総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。」
⑧計画全般	主な事業が○事業という標記で列挙、事業概要も示されているが、具体的な内容がよくわからない。事業の詳細を示してほしい。	計画に記載している事業は、策定時点において実施を予定している事業です。今後事業実施に当たり、内容の詳細をお示ししてまいります。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県の考え方
⑧計画全般	復興の主体として尊重されなければならないのは被災者。県は「多様な活動主体」の復興に向けた活動を、「全力でサポートする体制を構築」するだけでは足りない。県は被災者に人間らしい暮らしを営むことのできる住まいの保証と、雇用、なりわいの再開を達成できるように支援しなければならない。	県民、行政、企業、団体など、それぞれの主体が再建に取り組んでいくことが復興への第一歩であり、特に、様々な民間活動が復興への原動力になるとの考えから、復興の主体はあくまでも県民一人ひとりとしたところです。復興活動が複合的に進められていくことで、その効果は相乗的に高まっていくことから、県はそうした活動を全面的にサポートしていく体制を構築することとしています。県では、特に「復旧期」において、被災者支援を中心に生活基盤の復旧に注力してまいります。
⑧計画全般	「復興の主体」について、「絆」の概念が不明確である。2ページでは抽象的概念として許容できるが、3ページでは「コミュニティの再生・強化」の用語に置き換えるのが適当である。また、「ボランティア団体」にも触れるのが適当である。	「絆」とは、人と人が結びつき、復興に向けて総力を結集して取り組んでいく必要性を示すために記載しています。また、「復興の主体」1行目には、ボランティア団体も含めた「多様な活動主体」が連携し取り組んでいくことを記載しています。
⑧計画全般	行政、団体、NPOの方向や役割のプロセスをもっと具体的に示してほしい。	県民、行政、企業、団体、NPOなど、それぞれの主体が再建に取り組んでいくことが復興の第1歩であり、特に、様々な民間活動が復興への原動力になるとの考え方を、「基本理念」に記載しています。
⑧計画全般	復興事業に民間企業を活用することが民間活力の導入となっているが、新しい公共であるNPO等社会貢献的な民間団体をこそ、組織に組み込むべき。	記載箇所:P. 1「基本理念」国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。」
⑧計画全般	p.4「県民一人ひとりが復興の主体」の図はあまりに粗雑であり修正が必要。国と広域自治体である宮城県の関係、何よりも宮城県の責務、そして被災した基礎自治体(市町村)・新しい公共としてのNPOやボランティア組織の役割の位置づけもわからない。	図は、基本理念に掲げた国・県・市町村、企業、団体、NPOなど多様な活動主体がそれぞれの役割に応じて復興に臨むイメージをお示したものですので、御理解願います。
⑧計画全般	復興の主体について、「県民一人ひとり」が同じ復興の主体である「子ども・若者」を含む事実を明記してほしい。総力を結集した復興には、復興とともに成長する、子どもたちの前向きな「ちから」を含めてほしい。	復興の主体となる「県民」には、大人から子どもまで幅広い年齢層を含めており、総力を結集して復興を実現してまいりたいと考えております。
⑧計画全般	復興事業の推進にあたっては、企業の活用は企業利益優先ではなく地元の再生のための社会貢献的なものとする。企業のみならず、「新しい公共」といわれるNPO等社会貢献的な事業を行う民間団体の育成・連携を積極的に行うこと。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 P. 1「基本理念」国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。」と記載したところですが、御意見を踏まえ、企業のみならず、民間団体の育成と連携に取り組んでまいります。
⑧計画全般	「進行管理」について。PDCAサイクルは結構だが、外部有識者よりも被災者、県民の意見、評価を重視してほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 修正箇所:P. 4「進行管理」2行目「達成状況を公表するとともに、県民や外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、」
⑧計画全般	経済の状況により、実行の優先順位などを決める必要があるのではないかと。また、社会情勢は刻々と変化することから1年毎等の見直しをするべきと考えるので、その文言も計画に盛り込むべきではないか。計画の進捗状況を逐次公表する旨、計画自体に盛り込んでほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 4「進行管理」4行目「また、復興の進捗状況や社会情勢の変化などに対応できるよう、県民、市町村、外部有識者等の意見を踏まえながら、必要に応じ計画について見直しを行っていきます。」 記載箇所:P. 4「進行管理」1行目「本計画の進行管理については、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、事業の実行状況や事業目的の達成状況について、公表する」
⑧計画全般	計画の記載内容に事業の進め方、手法等についての具体的な内容等の説明が必要な箇所がある。	計画に記載している事業は、策定時点において実施を予定している事業です。今後事業実施に当たり、内容の詳細をお示してまいります。
⑧計画全般	計画の進行管理・評価においては、有識者のみならずまず県民当事者が参画し、チェックすべきであることから、評価へのすべての住民とやり取り意見を言う機会が与えられていない子ども・若者の参画の枠組みを保証してほしい。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。 追加箇所:P. 4「進行管理」2行目「県民や外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い」 なお、「県民」には大人から子どもまで幅広い年齢層を含めてとらえております。
⑧計画全般	「対象地域」について。沿岸被災市町にのみならず、全ての被災者が救済されなければならない。その点を明記すべき。	御意見の主旨は、下記のとおり記載しています。 記載箇所:P. 4「対象地域」1行目「今回の震災の物的・人的被害は、県内全域にわたり生じており、…震災被害のあった県内全域を計画の対象とします。」
⑧計画全般	この計画が、被災実態から入るのではなく、突然近未来の「復興計画」になっている。第1章には、被災実態とその復旧・復興の現状を述べ、そこから復興計画の理念、考え方等を挙げるべき。	「策定の趣旨」「基本理念」の冒頭に、県全体の被災状況を記載し、今なお不安定な被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むことを明記しておりますが、現時点で把握している被災状況について計画に添付いたしました。なお、現時点では被害の全容が明らかになっておりませんので、詳細な被災実態について引き続き把握に努めてまいります。
⑧計画全般	計画には、震災の規模を想定できなかったこと及び被害を拡大したことへの反省と総括がない。また、救援活動が長期化したことに対する総括がない。	今回の震災における被害実態の把握や、それに基づく検証は必要と考えておりますが、未だ被害の全容が明らかにならない現時点において、総括することは困難な状況ですので、御理解願います。

分野別区分	御意見・御提言の内容(要旨) * ページ数等は第2次案のものとなります。	宮城県への考え方
⑧計画全般	復旧期、再生期、発展期で主要施策に対する数値目標の設定をお願いします。また、計画の前提条件も必要。人口動態や消費者物価指数、経済成長率など、計画の見直すタイミングも設定すべき。	数値目標は、事業の進捗状況や事業目的の達成状況を評価する上で必要なものと考えており、今後、具体的な事業を進める際に検討してまいります。なお、御提言を踏まえ、計画の見直しについては、P. 4「進行管理」に、「復興の進捗状況や社会情勢の変化などに対応できるよう、県民、市町村、外部有識者等の意見を踏まえながら、必要に応じ計画について見直しを行ってまいります。」と追加しました。
⑧計画全般	具体的な数値目標、実現予定時期が記載されていないと、(また、努めるという言葉が多く使用されているので)実際に実行されるのか不安である。個別に具体的な実現の期限を明記してほしい。	数値目標は、事業の進捗状況や事業目的の達成状況を評価する上で必要なものと考えており、今後、具体的な事業を進める際に検討してまいります。なお、実現予定時期については、「分野別の復興の方向性」の主な事業ごとにお示ししております。
⑧計画全般	大規模な復旧・復興の公共事業が行われる見通したが、その事業の担い手となる地元中小企業では、復興事業の受注増による増加運転資金が必要となり、地元中小企業の金融円滑化が大きな課題となる。その解決策として、復旧・復興の公共事業に係る費用の支払い手段として、電子記録債権を活用するという施策がある。現在の支払手段である振込を電子記録債権に変更するものである。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	復興策の図は共通の理解を生む働きがある。例えば千年希望の杜グリーンベルトの構想をクローズアップしてはどうか。	計画の内容を分かりやすくお示すため、「復興のポイント」及び「沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ」にイメージ図を掲載しております。例えばP. 13の「復興のポイント3」では、例えば千年希望の杜ナショナルパーク(2次案ではグリーンベルト)等のバッファゾーンとなる緑地・国営公園を含めたゾーニングのイメージをお示しています。
⑧計画全般	主権者である県民の法的よりどころが不明なため、どのように県当局に接近すべきか分からない。共通言語と法的根拠を明らかにするために、「日本国憲法」の該当条文を明記してほしい。	主権者である県民一人ひとりの復興活動が複合的に進められていくことで、その効果が相乗的に高まり、県はそうした活動を全面的にサポートしていく体制を構築することとしていますので、御理解願います。
⑧計画全般	計画は、総花的で非常に長い。これでは一般の県民は読んでもらえない。	復興に向けて必要となる各種施策を分野ごとに体系化して記載しておりますので、御理解願います。
⑧計画全般	特区の創設、規制緩和によって、就労困難者が増加する、賃金が切り下げられるといった、県民の生活の安定が崩されることを許さないことを制度を明記してほしい。	基本理念にも記載しているとおり、被災者の方々の生活は、今なお不安定なものであることから、県としましては何よりもまず、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組んでまいります。
⑧計画全般	民間企業等との連携については、企業等が利益を上げるためのものにならないよう、社会貢献としての企業活動のみを導入し、地域の産業再建を図ってほしい。	企業を始め、行政、団体など、多様な主体が再建に取り組んでいくことが復興への第一歩であり、様々な民間活動が幅広く進められていくことにより復興事業相互の効果が相乗的に高まっていくものと考えています。
⑧計画全般	復興計画案には被災県・被災市町村の枠を超えた連携について記載されている。計画のいくつかの項目には隣接する県から支援を受けた方がより迅速に、かつ効率よく復興・被災者支援ができるものもあると思う。今後同じような地震等が発生した場合に、県の境界を超え、隣接県に直接支援が可能となるような、柔軟な制度の構築が求められていると思う。(関連意見 1件)	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
⑧計画全般	復興計画の要は基礎自治体であるが、被災した基礎自治体の疲弊と困難は想像に余りある。2基本理念、3基本的考え方、4緊急重点事項、5復興のポイントにおいて、自ら被災し深刻な問題に直面する基礎自治体を支援し、基礎自治体が県レベルの計画に参画し、自ら立案し、地域の人々を支える力を持つような県の支援策が貫かれている必要がある。	御意見を踏まえ、記載内容を変更しました。追加箇所:P. 72「県と市町村・市町村相互の連携」10行目「本県全土の復興を早期に実現するためには、それぞれの被災市町村が住民とともに復興を成し遂げることが最も重要です。県は、各地域の被災状況や土地利用の状況、産業構造など地域特性を踏まえ、被災市町村の復興に向けた考えを十分に尊重して市町村の復興に向けた取組を支援していきます。」
⑧計画全般	一日も早く今までの生活に戻ることが復興の基本だと思う。	被災者の方々の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組んでまいります。
⑧計画全般	被災地区や被災した宅地毎に被害の様子は様々である。一人の落ちこぼれもなく全ての被災者を救済することを大原則に、可能なあらゆる手段を柔軟に活用して、復旧・復興を進めること。	被災者の方々の生活は、未だ不安定なものであることから、県では、新しい制度設計や思い切った手法も取り入れ、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組んでまいります。
⑧計画全般	近隣市町村の計画において住民との考え方の乖離を少しでもなくしてほしい。	地域住民の意向が可能な限り市町村計画に反映されるよう県としても今後も支援してまいります。
⑧計画全般	若い人が安心して地元で働ける故郷宮城を。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。